

平成30年2月27日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年2月27日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第8号 鹿島市旧乗田家住宅設置条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業常任委員会付託）
- 日程第2 議案第9号 鹿島市移住体験施設設置条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境常任委員会付託）
- 日程第3 議案第10号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第11号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第12号 鹿島市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第13号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第14号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第15号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第16号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第1号 平成30年度鹿島市一般会計予算について
議案第2号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
議案第3号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について
議案第4号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第5号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第6号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第7号 平成30年度鹿島市水道事業会計予算について
（一括大綱質疑、新年度予算審査特別委員会付託）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第8号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 議案第8号 鹿島市旧乗田家住宅設置条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

おはようございます。議案第8号 鹿島市旧乗田家住宅設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案説明資料は1ページになります。

提案理由でございますが、旧乗田家住宅の設置に伴い、条例を整備したいので、この案を提出するものでございます。

内容について議案説明書で説明いたしますので、1ページをごらんください。

1の制定理由といたしましては、鹿島市の重要文化財である肥前浜宿の旧乗田家住宅について、文化財としての保全と活用を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、2の施設概要ですが、旧乗田家住宅の所在地は鹿島市古枝甲115番地、行政区では大村方になります。

構造及び面積につきましては、住宅部分が木造2階建て233.71平方メートル、それから、外便所が木造平家建て9.44平方メートルとなります。

建築年代は、建築様式などから19世紀の初頭に建てられたと考えられます。

開館時間につきましては午前10時から午後5時まで、休館日は毎週火曜日のほか、年末年始の12月29日から1月3日まで、それから、祝日の翌日としております。使用料につきましては、無料としております。

3の建物の寄附者については、特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会です。

4の経緯について説明いたします。

旧乗田家住宅は、平成19年2月から一般公開されておりますが、重要伝統的建造物群保存地区内にある市の重要文化財ということで、肥前浜宿水とまちなみの会と鹿島市が緊密に連携と調整を行いながら、建物敷地の維持管理とその利活用を行ってきているところです。

今回、公開から10年という節目を迎え、文化財としての価値を保ちながら、将来にわたって良好な状態で保存、活用をしていくために、今後の方向性について地元と市で検討を重ねてきた結果、建物を市有化して、維持管理は鹿島市、利活用については地元で、それぞれ役

割を担っていくことで、肥前浜宿の拠点施設として、これまで以上に地域へのよりよい波及効果が得られるように進めていくということになりました。

今後、建物の鹿島市への所有権移転につきましては、平成30年4月を予定しております。

2ページには、これまでの経緯の簡単な年表をつけております。

5の今後の活用についてですが、同じく肥前浜宿内にあります類似施設である継場とあわせて一体的な管理運営を行いながら、これまでどおり地元と連携をして、まち並みの保存や活性化につながる活用を図っていくことを考えております。

具体的には、平成30年度の市有化に伴い、旧乗田家住宅の維持管理については、地元へ管理委託をお願いすることを予定しておりますが、将来的には継場と同じように指定管理者制度による維持管理を想定しているところです。

次に、6と7には位置図、配置図、写真を参考としてつけております。

条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

続きまして、条例の内容を御説明申し上げます。

議案書は、9ページと10ページになります。

第1条には、施設の設置の目的として、肥前浜宿の歴史的なまち並みを保存し、文化財の保全と活用を図ることを定めております。

第2条には、施設の位置を定めております。

第3条には、施設の管理運営を教育委員会が行うことを定めております。

第4条には、施設の開館時間と休館日について定めております。

第5条には、施設の使用許可の手続について定めております。

第6条には、施設の使用料を無料とすることを定めております。

第7条、第8条には、施設の使用制限、損害賠償について定めております。

第9条、第10条、第11条、第12条には、指定管理者制度に関する事項を定めております。

先ほど説明いたしましたとおり、施設の管理については、当初は委託で行うことを考えておりますが、将来的に指定管理者制度へ移行する場合に備えているものです。

第13条には、施行に関して必要な事項について、教育委員会が別に定めることを規定しております。

条例の施行期日は、平成30年4月1日で御提案しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業常任委員会に付託をいたします。

日程第2 議案第9号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第9号 鹿島市移住体験施設設置条例の制定についてであります。当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

おはようございます。それでは、都市建設課からは、議案第9号 鹿島市移住体験施設設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案説明資料は4ページ、5ページでございます。

提案理由でございますが、鹿島市移住体験施設の設置に伴い、条例を整備したいので、この案を提出するものでございます。

まず、施設の詳細を御説明したいと思いますので、議案説明資料の4ページをごらんください。

1番の制定理由といたしましては、肥前浜宿のカヤぶき町家である旧筒井家住宅を平成29年度の事業として、国の地方創生拠点整備交付金によりお試し移住の施設として整備を行い、平成30年4月からは、鹿島市に移住を希望される市外の方等を対象に移住体験施設として運用を開始するため、この条例を定めるものでございます。

整備の内容につきましては、台所、風呂、トイレ、電気、空調、建具などの設備や、テレビ、冷蔵庫、食器などの備品など、居住体験の期間に必要な整備を来月中旬くらいには終わるように進めております。

次に、2番の施設の概要といたしましては、庄金地区を通る旧多良海道の中央に位置する明治時代を推定として建築された文化庁へ登録物件のカヤぶき町家を10年間の賃貸借契約によりお借りをして、有効活用するものでございます。

主な使用目的につきましては、移住体験を目的とする宿泊でございまして、13泊14日以上、30泊31日以内での受け入れを予定し、また、移住希望者及び地域住民等の交流を目的とする活動にも使用できるように計画しております。

休館日につきましては、年末年始として、12月29日から1月3日までを予定いたしております。

使用料につきましては、1泊当たり1,500円、1棟貸しで、1家族や1グループなどを予定しております。施設の広さから勘案いたしますと、5人前後くらいで御利用いただけるようになるのではないかと思います。

なお、移住希望者及び地域住民等の交流を目的とした活動など、宿泊以外は無料とする計

画でございます。

次に、3番と4番の位置図、平面図、写真を御参考としてつけておりますが、修理後の平面図では、右側半分が畳の間と板の間、そして、左側半分の斜線部分が土間と水回りでございます。左端の壁側には、下のほうから台所、トイレ、洗面所、風呂を整備することがごらんいただけると思います。

続きまして、条例の内容を御説明したいと思います。

議案書は、12ページから15ページまででございます。

第1条には、施設の設置目的として、鹿島市への移住希望者に生活体験できる機会の提供による移住・定住の促進や、移住希望者及び地域住民等との交流で市の活性化につなげることを定めております。

第2条には、施設の名称及び位置を定めております。

第3条には、施設の使用可能な事業について定めております。

第4条には、施設の管理運営者として鹿島市が行うことを定めております。

第5条には、施設の使用時間について定めております。

第6条には、施設の休館日について定めております。

第7条、第8条、第9条には、施設の使用に係る許可、制限、取り消しについて定めております。

第10条、第11条、第12条には、施設の使用料に係る料金、納付期限、減免、免除、不還付について定めております。

第13条、第14条には、施設の使用における原状回復義務、損害賠償義務について定めております。

第15条、第16条、第17条、第18条には、施設の指定管理者に係る管理対象者、指定手続、業務範囲、準用について定めております。

第19条は、条例の施行規則に関する補則でございます。

なお、条例の施行期日は、平成30年4月1日で御提案しているところでございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。何点かお尋ねをしたいと思います。まず、この事業は市の単独事業なのか、それとも県か国との関係があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

市の単独かどうかというところでございますけれども、これは先ほど御説明いたしました
が、国の交付金、拠点整備に関する地方創生の交付金を受けまして、鹿島市では以前から移
住体験施設、トライアル居住の場所の要望が結構ありましたので、鹿島市では初めての事業
として、鹿島市のほうから申請を行って、市の単独として実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。

では、次にお尋ねをしたいと思いますが、まずは、この住宅を市が管理するわけですが、
これは説明がありましたかね。借りるのか、買い上げていったのか、どれくらい経費がかか
るのか、まず住宅を利用するに当たっての経費についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

これは、先ほど同じく御説明をいたしましたとおり、個人さんの伝統的な建物を10年間お
借りして、賃貸借の契約で計画をして、移住・定住につなげたいということで今回御提案を
したものでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にしたいと思いますが、それではまず、この整備をされたわけですが、住宅の整備に
ついてどれくらいの経費がかかったのか、それから、あと内容物、家財道具ですね、一切全
部整備されているようですが、その経費について幾らかかったのか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

施設の今回整備にかかります予算関係、経費ということでお答えしたいと思います。

これは、先ほど申しました国の地方創生拠点整備交付金、これが施設整備の5割補助がご

ございます。まずは歳入歳出の総額をお答えしたいと思いますけれども、金額として12,382千円でございます。

そして、先ほど御説明しましたが、施設整備については、やはり2週間から1カ月、この期間を居住してもらう上での必要な設備として、まず水回りが大前提になってきます。そして電気関係、やはり夏とか冬とかあると思いますので、それを想定した空調とか、あるいは間仕切り等が今回の主な整備内容でございます。

あとはもう一つ、なるべく持ち物も余りないような状態で、こちらで準備をして居住体験として受け入れたい面もございますので、備品関係で冷蔵庫とかテレビ、あとは消耗品関係で必要な皿とか食器類、こちら辺ぐらひはこちらのほうで整備をして受け入れをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど12,382千円とおっしゃいましたが、全て含めてそういう金額ですか。住宅とか、それから備品類ですね、その辺をお尋ねしているんですが。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

これは、歳出の面である程度費目に分けて御説明したほうがわかりやすいと思いますので、内訳として御説明したいと思います。

大きくは5項目に分けて、今回、歳出のほうでこの金額を支出することになります。

まず、1つ目の工事請負費、これが先ほど申しました水回りとか、空調とか、大工工事、こちら辺になってまいります。

続いて、設計監理委託、これが工事に伴う設計を設計士さんをお願いすることになりますので、この設計の監理委託料になってまいります。

次に、消耗品ですね、これは軽微な内容ですけれども、最低限必要な分を市で御準備するものになります。

そして、印刷製本費、これは建物を移住体験施設として整備する上での周知活動等が必要になってまいりますので、このパンフレットの印刷費に充てたいと思います。

最後に、備品購入費、これが先ほど申しました冷蔵庫とか、テレビとか、そういう生活用品をこちらで準備させていただく内容で、以上5つの費目が今回の歳出12,382千円の内訳になってまいります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、細かく言ってもらいましたが、私は、これだけの設備をするのに備品がどれぐらいかかるのか、それと、さっき言った住宅の水回りとか工事請負ですね、その辺が大体どれぐらいかかるのかなというところで、印刷製本費もいろいろあると思いますが、全てはあれと思いますので、そういう主なところのものをお尋ねしたいんですが、わかったらそこまでお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えします。

金額のほうをお示ししたほうがよろしいでしょうか。5つの項目、それとも備品購入のみでよろしいでしょうか。金額は備品購入……（「じゃ、家のね」と呼ぶ者あり）

じゃ、一応先ほど申しました内容を、備品購入を含めて金額をお答えしたいと思います。

まず、工事請負費10,709千円、設計監理委託1,200千円、消耗品費10千円、印刷製本費108千円、最後に備品購入費265千円、以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。大体どれぐらいかかったかなということでお尋ねしたんですが、備品購入費なんかは260千円ぐらいで、例えば、テレビだとか、冷蔵庫だとか、いろんな家財道具ですが、これで事足りるのかなという気がしますがね。

例えば、中古なんかを持ってきて置くというような手もあると思いますが、その辺は安ければいいかもわかりませんが、その辺はどうなんですか、全て新しい商品を置いてお使いになるんですかね。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

基本的に新しく整備を行うということで、来ていただく方に快適に御利用いただくという中では、途中で故障とか、そういう部分があってはいけませんので、今回取り組む中では全て新しいものを入れたいということで計画をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。委員会付託になっていますが、ちょっともう一つの委員会なので、2点ほどお聞きをします。

この移住体験の施設、こういうふうなものを開始されることは私はいいことだなと思っておりますが、ここの場所は浜の庄金通りの中のほうで道路も狭いと。ほとんどの方が車で来られると思うんですが、駐車場をどこに考えているのか。

それと、地域住民との交流というふうになっていますが、それはどういうふうな交流が行われる予定なのか、まず、この2点をお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

2点の御質問があったと思いますけれども、まず1点目の駐車場、これは庄金の敷地が狭い中で、駐車場等に一般の方も苦勞されている面はあると思いますけれども、今回整備に当たりましては、近くに川を渡ったところでございますけれども、まちなみの駐車場がございますので、市の所有する駐車場でございますが、そこで最大1カ月のスペースを確保して受け入れて、駐車場として車をお持ちの方は御利用いただきたいと思っております。

もう一点の交流ということにつきましても、移住体験といえども、地元の特に庄金を中心とした方々、あるいは地元の活動団体、NPO等との交流というのは必要ですので、まずは入っていただいての区長さんとか、あと今回の施設の周辺の方との顔合わせ、あるいは浜ではいろいろイベント等がございますので、そのイベントのときの顔合わせで、地元の方あるいは市内の方等との交流、こういうことを中心として現在のところ考えておりますけれども、まだ今、地元のNPO等の方々とここの管理運営、あるいは交流等についても協議を現在進行形でございますので、その点で具体的にまた決まる中でおつなぎしたいですし、また、途中変更等があれば、地元の方の御意見、あるいは市の考え方として議会のほうにもおつなぎをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

駐車場は、まちなみ駐車場を利用すると。多分そうかなと思っていましたけど、できれば

まちなみ駐車場のその一角、移住体験用で使うスペースには、そういうふうな表示をしていただきたい。じゃないと、ほかの方もそこに無断駐車が行く可能性がありますので、それをお願いしておきたいと思います。

それと、パンフレットの配布について、製本が108千円ということですが、私もこのパンフレットを水とまちなみのほうから見せていただきました。これはどこに配布するのでしょうか。地元で配布しても大した効果はないと思いますが、市外、県外、どのような配布を考えているのか、質問をいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、この移住体験の施設については、市外の方が対象でございますので、近々で言えば花と酒まつり、酒蔵ツーリズム、こういうところに市外の方がたくさん見えますので、まず、浜の観光の玄関口である今回整備を行う浜駅あたりでの配布、そして、市内のまち並みを見て回る方々への――施設を今回利用するとすれば、この施設を今回オープンしますので、そこを見学される方への配布、そして、交流フェアとか市外で開催されると思いますので、そういう情報を市の商工観光課、あるいは観光協会、あるいは県あたりの情報をつかみながら、そちらのほうへも配布を行って、基本市外に向けた発信をして、なるべく多くこの施設を使っただきたいというふうに現状は考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第9号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境常任委員会に付託をいたします。

日程第3 議案第10号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

おはようございます。議案第10号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は16ページ、議案説明資料は6ページからになります。

提案理由ですけれども、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要を説明いたしますので、議案説明資料の9ページをごらんください。

今回の鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市情報公開条例の改正理由については、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律などが平成29年5月30日に施行されたことを受けて所要の改正を行うものです。

主な改正内容を御説明いたします。

1点目は、個人情報の定義を明確にするものであります。

まず、個人情報については、法の改正において、1つでは個人を特定できない情報でも、他の情報との照合により特定の個人を識別できるものであれば個人情報となることが明文化をされました。また、個人情報の定義を明確化するため、新たに個人識別符号が定義をされました。

具体的には、1つ目に、身体的特徴を電子計算機の用に供するため変換した符号で、例としては、DNA、顔認識データ、瞳の虹彩、声紋、歩行形態、指紋データなどになります。

2つ目に、対象者ごとに異なるものとなるよう役務の利用、商品の購入または書類に付される符号で、例としては、パスポート番号や基礎年金番号、運転免許証番号、マイナンバーなどになります。

例として挙げました身体的特徴を電子計算機の用に供するため変換した符号や、個人に付される各種番号など個人識別符号として位置づけられる情報については、これまでも本市の条例において個人情報として取り扱ってきたものであり、この個人情報の範囲が拡大するものではありませんが、今回の国の法改正で個人情報が明確に定義をされたことを受け、法改正同様の改正を行うというものでございます。

次に、改正内容の2点目は、要配慮個人情報の取り扱いの範囲を明確化し、特に取り扱いが制限される情報として定義をいたします。

要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実などのことであり、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして規定をいたします。

10ページをごらんください。

これについても、従来鹿島市個人情報保護条例において、思想・信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、特に取り扱いが制限される情報として規定をしていますが、その範囲を明確にし、要配慮個人情報として定義することが望ましいため、法の改正同様の改正を行うものであります。

この条例の施行期日は、公布の日といたします。

参考までに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の抜粋を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

6 ページをごらんください。

6 ページから 8 ページが新旧対照表になります。

先ほど御説明いたしました主な改正点 2 点を含め、改正内容をお示ししておりますので、御確認をいただきます。

まず、6 ページ、第 1 条による改正、鹿島市個人情報保護条例の一部改正において、第 2 条第 1 号に個人情報に関する定義について、法の改正にあわせて改めています。特定の個人を識別できるものであれば個人情報となることを、アとイにおいて明文化をいたしております。

第 2 号では個人識別符号を、第 3 号では要配慮個人情報を法の改正にあわせて新たに規定いたします。

6 ページの一番下の行になりますが、第 6 条（個人情報取扱事務の届出及び閲覧）、第 1 項の中に新たに第 6 号として「個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を追加し、個人情報を取り扱う事務を新たに開始した場合などの届け出の義務を明記しております。

第 7 条（収集の制限）、第 9 条（電子計算機処理の制限）に関する規定では、もともと規定があったものを「要配慮個人情報」という文言に置きかえ、改正をしております。

第 2 条による改正、鹿島市情報公開条例の一部改正においては、8 ページですけれども、第 7 条に不開示情報に関する規定がされていますが、第 2 号に個人情報の含まれた公文書を不開示とするものの一つとして規定されており、先ほど御説明をいたしました法改正内容と同様に個人情報の定義を明確にしたものに改正を行っているところです。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第 10 号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市情報公開条例の一部を改正

する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4、議案第11号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第11号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は19ページ、議案説明資料は12ページからとなります。

提案理由は、国家公務員の退職手当の支給水準に準じるなど、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、説明資料の16ページをお開きください。

まず、改正理由ですが、おおむね5年ごとに行われております国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が昨年12月15日に公布され、本年1月1日から施行されましたことに伴いまして、本市でも国家公務員の退職手当制度の改正に準じるなど、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正の内容でございますが、人事院では、昨年4月の民間の退職金及び企業年金の調査結果並びに国家公務員の退職給付に係る概要によりますと、退職給付に係る官民格差が781千円で公務が上回る結果となりました。その格差解消のため、国家公務員におきましては、退職手当の基本額、これは退職日の給料月額ということになります。これに乗じる調整率、これが退職給付の官民格差解消のために定める率でございます、この率を100分の87から100分の83.7まで引き下げられることとなりました。

本市におきましても、今回の国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、一般職の職員の退職手当に係る調整率を現行の100分の87から100分の83.7へ引き下げるため、条例の改正を行うものでございます。

なお、適用につきましては、佐賀県及び県内各市町の対応を踏まえまして、平成30年4月1日以降の退職者からとし、平成30年度定年退職予定者、つまり、来年3月末日での定年退職予定者に対する退職手当は、1人当たり本市で679千円の減額を見込んでおります。

また、その他の改正では、地方独立行政法人法の改正に伴いまして、引用している箇所の整備を行うものでございます。

施行期日は、本年4月1日とするものでございます。

議案説明資料に戻りまして、12ページから15ページまでは条例の新旧対照表で、12ページ下のほうの第7条第5項第2号は、地方独立行政法人法の改正により、引用されております条項の「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改めるもので、13ページ以降は、それぞれ本則の附則及び一部改正の附則により退職手当の調整率をいずれも「100分の87」から「100分の83.7」など国に準じて改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。今回、国家公務員との関係でいろいろあって、こういう結果が出されているわけですが、以前もありましたよね、退職金の減額というのがありましたが、そのときも私は申し上げましたけど、職員の方たち、今までも以前より給料もそんなに上がるわけではなくて、本当に大変な中で仕事をなさってきていると思いますが、そういう中で退職するときに、平均でしょうけど、退職金が679千円といえども少なくなるということは、私は非常に問題があると思うんですよ。

例えば、皆さんがそうであるとは思いませんが、以前審議したときも私は言いましたが、うちも公務員でしたけど、実は家をつくったり何かで借金をするわけですね。そしたら、退職金を当てにしながらやっぱり借りるという状況がありますから、その退職金で返済をしなくてはいけないというような状況もあると思いますし、子供たちを育てていく中で、今一番お金が要るような時期だというようなこともあると思いますが、そういうときにこれだけの減額、幾ら国家公務員との云々といえども、これだけの減額をするということは、私は大きな問題が出てくるんじゃないかと思うんですよね。

それと同時に、退職金をもらった中で、まちのいろんな商店に対する経済効果だって、幾らか握ったら何か買おうかということになるわけですが、そういうのだって反映してこない、できないというような状況も生まれてくると思うんですよ。

そういう状況の中でこういう取り扱い、幾ら国とのあれがあるといってもやるべきじゃないと私は思いますが、これを市長にお尋ねしてもどうかと思いますが、そういう職員の皆さんの暮らしぶり、その他を考えた場合に、私は何とか鹿島としては踏ん張っていただくことができないのかという気がしますので、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おっしゃっている事情はよくわかるんですよ。ただ、その時々でそういう基準といいます

か、よって立つルールを、これが大変で、じゃ、これは採用しないと、上げるときはそれに倣うとか、選択はなかなか選べないような仕組みだと私は思います。

しかも、残念なことに鹿島市は独自で、例えば、そういうバランスをとるような基準を持っていないと、国なり県なりとバランスをとりながら対応していると、これはそういう長年のルールでやってきていますので、あるとき、いろんな事情があるとは思いますが、そのときの事情で、うちはかたらんばいというようなことができるような、そういう流れになっていないということは御承知をいただきたいと思います。

これは、そこだけ、そのときだけ自分たちはそれに採用しないというような、なかなかルールをはみ出せるような状況じゃないということだけは御承知をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おっしゃることはわかりますし、状況はわかります。ただ、今、国は収入がふえたとか、働く人がふえたとか、いろんなことを言っていますよね。そういうのを言いながら、こういうところはごらんのような状況、これは絶対許すことができない問題だと思えます。

そういうことで、いろいろはもう申しませんが、今考えてみますと、以前、私ちょっと言ったことを思い出しますが、退職するとき、奥さんに御苦労さんでしたと、よう一緒に頑張ってくいたと。あのころは1,000千円近く減額だったと思いますが、そのとき、私は、母ちゃん、御苦労さんがわりに着物どんいっちょ買うてやろうかというのが買えないと、せいぜいくるくる寿司ばいと言うたのを今思い出しますが、本当そういう現状ですね。一緒に頑張ってきた人、最後にそういうことができないというような状況ですね。

それはそれとしていいですが、状況は状況としてありますが、私はやっぱりこういう対応のやり方というのは許せないと思っています。討論には立ちませんが、私はそういう事情でこれには反対をしていきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5、議案第12号 鹿島市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第12号 鹿島市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は21ページ、議案説明資料は17ページからになります。

国民健康保険法等の一部が改正されたことなどから、関係条例の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料22ページをお開きください。

国において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことなどにより、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の主な内容でございますが、平成30年度、本年4月より国民健康保険が県と市町の共同運営となることなどによる改正でございます。

1点目、鹿島市国民健康保険条例においては、被保険者が死亡したときに葬祭を行う者に対し、25千円を支給しておりますが、県内で金額を統一することにより、その額を30千円とするものでございます。

次に、鹿島市国民健康保険税条例では、国民健康保険税の用途の定義を国民健康保険に要する費用から県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるための費用と改めるものでございます。

最後に、鹿島市後期高齢者医療に関する条例では、保険料を徴収すべき被保険者として、これまで佐賀県以外の施設等に住所を有する鹿島市の国民健康保険の被保険者、いわゆる住所地特例適用者は、後期高齢者医療制度に移行するときに施設等の所在する住所地の被保険者とされておりましたが、法改正により、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者となっても、引き続き住所地特例を引き継ぐことに改めるものでございます。

また、鹿島市国民健康保険条例では、健康保険法の改正に伴い、文言の整理を行っております。

施行期日は、平成30年4月1日といたしております。

資料17ページからは新旧対照表を載せておりますが、参考にごらんください。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5番議員の松田です。確認の意味を含めて質問をさせていただきたいと思います。

今回の条例の一部を改正する条例の制定についてということで、主な改正内容の1番のところに国民健康保険の広域化に伴うものということでもあります。

これは、ここ数年報道のとおり、いろいろな議論がこれまで重ねられたと思いますけれども、正直市民の皆さん方には、なかなかこの状況はどのようになっているのかというのがわからない部分もありますので、現在の広域化に伴うもので、国民健康保険を今使用されている方々にどのような影響があると考えられるのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

県と市町の共同運営ということで、平成30年度、本年4月からの施行となります。

大きく変わるのは、県が財政運営の責任主体となるということ、各市町においては、資格管理、保険税の賦課徴収、窓口業務——資格管理ですね、そういったものを行うという形になります。

被保険者の方への影響というのは、大きく変わるものではないと認識をいたしております。一部保険証の様式だったり、先ほど申しあげました葬祭費の改正などが行われるということになります。これは、共同運営になるということで、こういったところは統一化をやっていくということで改められるものと認識をいたしております。

先ほど申しあげましたように、県に各市町から事業費納付金というものを納める。県は、保険給付に必要な費用を各市町へ交付する。それを市町は保険給付の費用として出すという形になりますので、これまで、先ほど改正内容で申しあげました国民健康保険税の使途というのが、国民健康保険に要する費用に充てていたものということと事業費納付金に充てるという改正で、納めていただいた保険税を一旦県のほうへ納める。それを事業費納付金として納め、それを給付の費用として県が市町のほうへ交付するという流れになりますので、そこら辺の財政運営が大きく変わるものと認識をいたしております。

以上です

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁いただきましたけれども、事務手続等のこれまで市町村でやっていた部分についての説明であったと思うんですが、一番市民の皆さん方の関心があるのは、よく新聞等にも報道されていましたが、結局、保険を負担されている方々、保険税率ですね、これについて、実際鹿島市においてどのような影響があると考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

県と市町の共同運営になることにより、まず、県が各市町に標準保険税率というものを示す形になります。各市町は、それを参考に各市町の保険税率を決定するという形になります。標準保険税率というのは、先ほど申しあげました県に納付する事業費納付金を納めるために必要な税率というのはどの程度かということを示す形になります。

本年1月に、県から各市町に標準保険税率最終確定版ということで示されたところであります。その数字については、これまでの税率を上回るものではなくて、鹿島市においては引き上げる必要がないと判断をいたしております。

それと、全体で合計をしまして、国民健康保険税については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つ、それと、その中にそれぞれ所得割、均等割、平等割というもので構成をされておりますが、その3つの合計でそれぞれ今の現行税率を下回るものでございました。ただし、今後、被保険者の減少や高齢化など、また、国保税収の減少などが想定をされております。

それと、平成30年度、来年度は制度移行の初年度でありまして、今回示された標準保険税率で納付金を賄えるかということの検証が幾らか必要ではないかと考えたところでございます。そういった理由から、今回は現行の国民健康保険税率については据え置きをさせていただきたいと考えております。

以上です

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

先ほどの答弁でありましたけれども、鹿島市の場合は、保険料の税率が県内でも非常に高い水準で推移をしてきたのは皆さん御承知のとおりで、先ほど移行期なので状況を検証しながらということで、平成30年度は据え置きということでお話があったと思いますが、それで

は、据え置きということであれば、今回、広域化に伴うことであっても、鹿島市の今の保険料については、これまでどおりでやっていかれるということをもう決定されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほど御説明いたしましたように、平成30年度の国民健康保険税率につきましては、県からの標準税率が示された後に、鹿島市健康保険運営協議会という諮問機関がございますけれども、そちらに税率を諮問いたしまして、答申をいただいたところでございます。

その中では、諮問どおり、現行税率を据え置くことということで答申をいただいたところでありまして、鹿島市としては、現行税率でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

各家庭において、国保世帯においては、この国保の保険料が非常に重い負担になっておりますので、今年度は据え置きということでお話がありますが、次年度以降、どのような形が本当に鹿島市にとって、また、そういう国民健康保険世帯にとって、できるだけ負担を少なくということは難しいのかもしれませんが、よく精査をされて、今後の国保運営を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まず、今回県に移行するということですが、私は県に移行すること自体、私たち議会で移行することがどうなのかということについて正式に議論したことがないんじゃないかと思うんです。全協だとかなんか、説明会ではしてきたんですけど、例えば、こういう形で移行しますよと議会にかかって、議会がそういうことはなかったんじゃないかなと。私の記憶がないんですかね。そのこと自体、移行することがどうなのかなという疑問を持っています。それはそれでいいです。

先ほど松田議員がおっしゃいましたが、どう変わるかということで、そんなに大きく変わるものではないという御答弁だったと思いますね。本当にそうなのかと。

例えば、今回は最初の年だということで、特に30年度は税率は変えないんだということでやっていきますよということをおっしゃったんですが、先ほどから言われているように、こ

れから県が標準税率を決めてくるわけでしょう。それによってやっていくと。こっちから県にお金を納めて、また税率を決めるということになるわけですが、そういう状況になった場合、本当にその後、市民が安心できるような税率でいくのかどうか。今回は据え置きでいくということですが、次の年からでもどうなるかわからないという、その保証、担保は何もないわけでしょう。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほど大きく変わらないと申し上げたのは、被保険者の方が保険証を持って医療にかかれるときの対応、また、窓口業務、資格管理等については各市町が行いますので、鹿島市だったら鹿島市の窓口でやりますので、そこは変わらないということで申し上げたこととございます。

財政運営等につきましては、先ほど申しましたように、県が共同運営で、これまでかかわってこなかったものが県と共同運営となることにより変わってくるという形になります。

それと、今後の保険税等でございますけれども、確かに標準保険税率というのは、現在のスケジュールでは毎年県が各市町に示すという形になっております。それを参考にそれぞれの市町で決定するということになりますので、もし税率を変更する場合には、議会のほうにお諮りをして決定をいただくという段取りには変更はございません。

それと、保険税率につきましては、先ほど申し上げましたように、国民健康保険については、高齢者の方が被保険者であったり、医療費水準が高いというようなことで、かなり財政的には全国的に厳しいということとございます。

県内全部で医療費の適正化だったり、保険事業だったり取り組むということで、医療費の適正化を図っていくということになっておりますので、そこら辺は推進をしていくということになります。

税率について、このまま上がらないということは、ここでは上げられませんけれども、そういったところ、保険事業、医療費適正化に取り組んでいくということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は、今回県に移行するために、本来なら赤字ですからね、どうかすれば保険税を上げなくてはいけなかったかもしれませんが、それは県に移行するためにそういう措置をとったん

だと思えます。ということは、それなりに財源の補いをやったわけですからね。

だから、そういうことができるわけですけど、これが県に移行した場合に、これから全体的な——どこだって大変なところは多いわけですから、そこが一緒になっているわけですから、余分に来るわけなし、県が特別出すわけじゃない、そういうことをするなら今だってできるわけですからね。

そういう中で、本当に不安の中で国保運営をしなくてはいけない。一番不安なのは市民ですよね。どうなっていくかわからないというようなね。だから、そういうことになれば、私は市が単独でやっていて、今回みたいな赤字であっても据え置きができるような対応ができるわけですから、そういう独自の対応ができるような、余裕のある国保運営ができるような体制をとったほうが一番いいんじゃないかと思うわけですね。

例えば、全県一緒になった場合に、国保税を引き下げたほうがいいんじゃないかとなった場合、例えば、市が独自でこれだけ補いますから引き下げていいですかと、そういうことはできるんですか。単独で、県と一緒にした場合よ。余り高過ぎるから、そういうことをしましょうと。今までは、やろうと思えばできなかったことはないわけですからね。鹿島もやったことありますからね。そういうふうなところはどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

各市町の保険税率については、先ほど申しましたように、最終的には各市町で決定をすると、県が示した標準保険税率を参考に各市町が決定をするということになっておりますので、各市町はそれぞれ状況が変わって、各市町の事情があられると思います。標準保険税率に合わせるのか、それを合わせないのかということは、各市町の判断です。

例えば、今現在、国民健康保険基金がございます。鹿島市は残高ゼロでございますけれども、そこを保有しているところで、税率を上げないためにその基金を取り崩して歳入に入れますよというようなところは、結果的に税率が下がるのではないかと——下がるというか、標準保険税率より下げた設定をできるということになっておりますので、そういったところの事情はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

県が標準税率を示すということは、幾ら単独自治体がやっというとしても、例えば、その財政状況によって圧力といいますか、指導といいますか、そういうことだって考えられ

てくるわけですね。だから、独自で鹿島市が、いやそうだけど、これだけ、例えば基金はなくても一般財源からの繰り入れでもやろうかとしたって、そういうところの歯どめがかけられるんじゃないかと思うんです。そういうことはないという保証はないわけですよ。そういうことがあるから、一本にして、全体的なところでやっていこうと。そうじゃなかったら独自でやれるわけですよ。——と私は思いますがね。

そういう細かいところまで私たちが見据えて、県の一本化にどうするかということを考えていかないと、がんことやってやとなりかねないと思うんですよ。私は、それは早い時期に来るんじゃないかと心配するわけですよ。その辺、どうなんですかね。事務局ではちょっとわかりにくいかわかりませんが、どうお考えか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほど来申し上げておりますように、各市町の税率は各市町が最終的には決定をするという形になります。

現在のところといいますか、標準保険税率を県がこれだけですよというのを示す根拠は、先ほど申し上げたように、一般会計を歳入として入れたり、基金を歳入として入れたりしないで、事業費納付金を納めるための税率はこれだけですよというのを示しますので、絶対それにしなさいという締めつけは現在のところございません。

以上です

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そう言うしかないでしょうね、保証はないわけですから。しかし、そういうことなら、何でわざわざ県で一本化して標準税率を示してせんばいかんかということになると思うんですよ。私はそう思います。

だから、そういうことなら、うちが独自でしていいということならしながらね、県が今までやらなかった分の負担金にしたって、少しでも余計やってくれて、その自治体がうまくいくような対応をする、そっちのほうが先だと思いますね、国とか県がね。

しかし、今のような状況だったら、私は、あんたの思い過ごしやっただいねと言われるかもわかりませんが、どっちが思い過ごしやっただいねと言わんばらんごとなるんじゃないかと私は心配しますので、申し上げます。

特に、今回も据え置きで県に持っていくということですね。それなら、どっちみち幾らかでも皆さんの要求である引き下げをして県に送ったらどうだったんですかね。皆さんが少し

でも、一時期でも鹿島市はこうだったと言えるように、私はそれくらいのことをして県に送ったってよかったんじゃないかと思いますよ。そういうところだってあるんですよね。県内はわかりません。佐賀県内はね。しかし、そういう形でやっているところもあるわけですよ。

だから、今はいろんな形で据え置きということ自体、努力されたと思いますよ。努力されたと思いますけどね、しかし、やっぱり本当に市民の皆さんの気持ちに伝えていく対応をしながら、私は取り組んでいただきたかったと思うんですよ。そうしないと、私が先ほどから心配しているようなことは、本当遅くない時期に来るんじゃないかと思います。これはもういいです。その辺は答え要りません。

もう一点だけ、私はよくわからないのでお尋ねしますが、説明書の22ページの「住所地特例の適用引継ぎ」というところで、「鹿島市の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、住所地特例の適用を引き継ぎ、佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者とする」となっておりますね。ということは、後期高齢者の人たちは今までと変わるということですかね。その辺、ちょっと私理解できませんでした。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

住所地特例の適用というのは、鹿島市の国民健康保険の保険証をお持ちの方が適用施設といますか、病院だったり介護の施設だったりに入所、入院をされるときには、特例で鹿島市の資格を持ったまま、例えば、市外だったり県外だったりの施設、病院に入院、入所をされるということになります。

これまでは、県外の施設におられて、75歳になられたときには、例えば、そこが長崎県だったら長崎県の後期高齢者医療の被保険者、長崎県の保険証を持たれることになっておりました。ただ、今回の法改正によって、75歳になられて、そのまま国民健康保険から後期高齢者に移行されるときには、佐賀県の後期高齢者医療の保険証をお持ちになるということの改正です。

以上です。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

指名してからお願いします。（「終わりにします」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。私は、ただいま提案されております件については反対をしたいと思います。

国民健康保険事業というのは、本当に大変な中で、市自体も努力をされながら来られたと思います。しかし、それであっても、やっぱり一番大事な命と健康を守っていくというようなその取り組みが、なかなか市民の皆さんに納得できないような状況の中で来ました。

そういうことで、国、県もいろんな策の中でこういう対応をなされたと思いますが、しかし、このままいけば、私は今まで説明を受けましたが、どうもそういう状況では進んでいかない、ますます国民健康保険税を含めて国保事業は大変になって、市民へのしわ寄せは大きくなるんじゃないかという心配をいたします。

そういうことで、私はこの案件には反対をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩いたします。11時35分から再開します。

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第13号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第13号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第13号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

議案書は25ページでございます。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から94,369千円を減額し、補正後の予算の総額を14,034,920千円といたすものでございます。

翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表 繰越明許費によります。

地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから10ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

11ページをお願いします。

第2表は、諸般の事情で予算の一部を平成30年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）以下10事業、総額402,211千円を繰り越して執行する予定といたしております。

繰り越し理由等につきましては、後だって御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

追加分の佐賀県漁業経営構造改善事業は、ノリ糸状体培養所の整備について、3,400千円を新規に計上いたしております。

放課後児童クラブ施設整備事業以下16事業は、事業費の確定に伴い、総額476,900千円から170,700千円を減額補正を行うものでございます。

15ページから18ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

19ページから94ページにつきましては、今回の歳入歳出の補正の内容となっておりますが、内容の説明につきましては、別添の議案説明資料に基づき、後ほど御説明申し上げます。

大きく飛びますけれども、95ページをごらんください。

95ページから97ページにつきましては、一般会計の給与費明細書でございますが、補正の内容に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等をお示しいたしております。

98ページをお願いいたします。

地方債の現在高調書でございます。

右端の一番下の欄の10,904,895千円が今回、補正後の市債の現在高となります。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、別冊の議案説明資料23ページをお願いいたします。

23ページから25ページにつきましては、今回補正の増減の比較表でございます。

23ページが歳入の増減比較表、24ページが歳出の目的別の増減比較表、25ページが歳出の

性質別の増減比較表でございます。

26ページをお願いいたします。

歳入補正の概要でございます。主なものを御説明いたします。

ナンバー1の個人市民税は、調定額及び収納見込みの増によりまして、1億円増額いたしております。

ナンバー2の法人市民税は、同じく調定額及び収納見込みの増により、6,000千円増額いたしております。

ナンバー5の児童福祉費国庫負担金は、保育所運営費の国庫負担金の増により、8,787千円増額いたしております。

ナンバー6の児童福祉費国庫負担金は、児童手当の給付見込み額の減により、11,710千円減額いたしております。

ナンバー8の道路橋りょう費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、道路事業分の補助内示額の確定により、31,730千円減額いたしております。

ナンバー9の社会教育費国庫補助金は、国宝重要文化財等保存整備における事業費の確定により、13,484千円減額いたしております。

27ページをお願いします。

ナンバー12の農業費県補助金は、さが園芸農業者育成対策事業費の確定により、13,327千円を減額いたしております。

ナンバー13の土地建物売払収入は、不動産売却収入により、11,909千円増額いたしております。

ナンバー14の総務管理費寄附金は、ふるさと納税寄附見込み額の増により、80,000千円増額いたしております。

ナンバー15のふるさと人材育成支援寄附金は、青少年教育のため、佐賀西信用組合様及び個人1名様から御寄附をいただいておりますので、3,000千円増額いたしております。

ナンバー16の地域福祉基金繰入金、保険健康課分につきましては、国民健康保険の累積赤字を解消するため、地域福祉基金の一部を取り崩すもので、123,894千円を増額いたしております。

ナンバー17の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定により、13,500千円減額いたしております。

ナンバー18の財政調整基金繰入金は、歳出減に伴い、125,000千円減額いたしております。

28ページをお願いします。

ナンバー21の市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ及びオータムジャンボの交付金が確定いたしましたので、9,525千円増額いたしております。

ナンバー22のポートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金は、売り上げ見込み

の増により、4,000千円増額いたしております。

ナンバー27の漁業経営構造改善事業債は、国の補正により、3,400千円を計上いたしております。

ナンバー28の農山漁村振興交付金事業債（道の駅鹿島）は、事業費の確定により、39,000千円減額いたしております。

ナンバー30の小学校大規模改造整備事業債（鹿島小学校）は、事業費の確定により、47,400千円減額いたしております。

29ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

ナンバー1の一般管理事業は、職員退職手当の増などによりまして、70,922千円増額いたしております。

ナンバー2の基金積立金管理は、土地建物等売却収入等によりまして、9,783千円増額いたしております。

ナンバー4の企画一般経費は、指定寄附によるふるさと人材育成支援基金積み立て等により、4,826千円増額いたしております。

ナンバー5のふるさと納税推進事業は、寄附見込み額の増に伴い、返礼品などの事業費を80,000千円増額いたしております。

ナンバー6の国民健康保険財政支援対策繰出金は、平成28年度までの累積分及び平成29年度決算見込み分の収支不足に対し、一般会計繰入金及び地域福祉基金により解消するものでございまして、159,014千円増額いたしております。

30ページをお願いいたします。

ナンバー9の児童扶養手当及びナンバー10の児童手当につきましては、いずれも支給見込み額の減により、それぞれ13,200千円、16,355千円を減額いたしております。

ナンバー11は、音成簡易水道に対する補助等により、3,086千円増額いたしております。

ナンバー15の佐賀県漁業経営構造改善事業は、本年度、国の補正予算緊急経済対策として整備されますノリ糸状体培養所について、3,875千円計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

ナンバー18の社会資本整備総合交付金事業は、補助金内示率の減に伴う事業費の減により、46,322千円減額いたしております。

ナンバー21の肥前浜宿街なみ環境整備事業は、事業費確定により、15,945千円減額いたしております。

32ページをお願いいたします。

ナンバー25の小学校大規模改造整備事業は、事業費確定により、16,000千円減額いたしております。

ナンバー27の伝統的建造物群保存地区対策事業は、事業費確定により、27,004千円減額いたしております。

33ページをお願いいたします。

平成29年度の県営事業に伴う負担金の一覧でございます。表の中の括弧書きの部分が今回の補正額となっております。

34ページをお願いいたします。

翌年度に繰り越します繰越明許費の内訳と、繰り越し理由の一覧でございます。

ナンバー1の情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）は、年度末までの発行枚数確定後に交付額が確定し、翌年度に交付されますため、2,978千円全額を繰り越すものでございます。

ナンバー2の地域密着型サービス施設等整備事業は、事業主体が設計変更等に不測の日数を要したため、37,589千円全額を繰り越すものでございます。

ナンバー3の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、追加部品の調達、施工に不測の日数を要したため、事業費27,521千円のうち、16,100千円を繰り越すものでございます。

ナンバー4の農村地域防災減災事業は、追加部品の調達、施工に不測の日数を要したため、事業費13,863千円のうち、8,039千円を繰り越すものでございます。

ナンバー5の基盤整備促進事業（ほ場整備）は、換地業務において換地添付作業の難航により不測の日数を要したため、事業費127,462千円のうち、10,068千円を繰り越すものでございます。

ナンバー6の基盤整備促進事業（農業用排水施設）は、用地買収交渉に不測の日数を要したため、事業費31,247千円のうち、13,957千円を繰り越すものでございます。

ナンバー7の佐賀県漁業経営構造改善事業は、国の補正により、3,875千円全額を繰り越すものでございます。

ナンバー8の道の駅鹿島整備事業は、国の指導により、事業の前倒しを行ったものでございまして、事業完了が見込めなくなったことにより、事業費289,828千円のうち、179,085千円を繰り越すものでございます。

ナンバー9の辺地道路整備事業（市道中川内・広平線）は、用地交渉において、相続手続に必要な書類取得に日数を要したため、事業費95,143千円のうち、30,140千円を繰り越すものでございます。

ナンバー10の伝統的建造物群保存地区対策事業は、伝統的建造物の修理に必要なヨシが九州北部豪雨等により入手困難となったため、事業費35,810千円のうち10,380千円を繰り越すものでございます。

35ページをお願いいたします。

市債の現在高見込みでございます。

表の右から2番目の一番下の欄の10,904,895千円が3月補正後の市債現在高見込みとなります。このうち1行上の臨時財政対策債を除く、いわゆる建設地方債現在高がその1行上の6,120,702千円となっております。

36ページにつきましては、基金の状況を掲載いたしておりますが、内容は御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

3月は事業の確定に伴っての補正でありますので、1点だけ気づいたことがありまして、私も今まで議員が質問される中で、歴史的風致維持向上事業というのは興味があり、少しずつ調べているところでもありますけれども、今回、きょうの資料で補正予算（第6号）の79ページでありますけれども、旅費が1,049千円減額ということがありまして、私は文教委員ですので、総務委員会の説明資料に詳しく書いてありまして、その中で、この歴史的風致維持向上事業の旅費が1,378千円減額ということになっておりまして、内容として3省庁の協議会が10回予定してあるのが5回ということで示されております。この内容が、いい方向ができたので5回なのか、それとも、どういった理由で10回から5回になったのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の補正の中で、歴史的風致維持向上計画、この中で、ただいま御質問の旅費が10回から5回に減って、その分の減額ということの御質問だと思います。この理由につきましては、この歴史的、通称歴まち計画と言いますけれども、この策定作業には担当部局、都市建設課のほうなんですけれども、これが事務局として、今、作業を進めておりますが、東京のほうに3省庁、つまり関係省庁といいますと、国土交通省、文科省、そして、農林水産省という3省庁の方々との協議の場に臨むつもりで、ほぼ毎年――1年間の予算でいいますと、月1ぐらいのペースで2カ月程度は差し引いて10回ぐらいは行くだらうということで、当初予算で計画しておりました。ただし、協議を進めていく中で、向こうとの協議の上では2カ月に一遍のペースということでやっぺいこうという方針に決まりまして、今年度作業は進めておりますが、大体2カ月に一遍ということで、今年度もうあと3月のみになってしまいますので、この分で不必要な分は減ということでの5回分の減の費用になってまいります。減額の

費用になってまいります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。私が思う中で、この計画をしっかりと策定していただいて、この計画をしっかりと策定しないと、いいまちづくりといいますか、鹿島市全体も含めての計画ができないと思っていますし、時間をかけていただいて、計画をしっかりと立ててもらいたいという思いもありますけれども、早急にという思いもあります。県内でもこの計画に基づいて事業を進めている地区もありますので、それを見ますと、やはり急いでいただきたいのかなという思いがありますけれども、現時点でこの計画、どれぐらい進んでいるのか、わかるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

現状の進捗状況ということでお答えしたいと思いますけれども、これは2カ年かけて、この歴まち計画は事業の計画として、議会のほうにも御提案、御了承いただいたところでございます。1年たつ中で、進捗状況という部分では半分近くは行っているのかなと思います。ただし、今、大きな項目を幾つか、例えば、エリアの問題とか歴史的な風致の具体的な積み上げとか、課題を洗い出したり、その解決に向けた対応策等を、やりとりを2カ月に一遍のスパンでやっておりますので、半分ぐらい進みつつ、また少し戻って作業を進めたりとか、今後また緻密な作業になってくると思います。

一応、来年度の予算に計上させていただいて進める中で、それで完了したいところですが、これはやはり国が相手ですので、おまけに3省庁ということでございますので、やりとりをする中で、もしかしたら伸びたりする場合はまた議会のほうに御相談をしながら、しっかりと策定ということがございましたので、これは時間をかけてですが、早急に固める分は固めて、よりよいものにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。ここは私も期待するところでありますので、ぜひしっかりと議論をしていただき、いいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

補正予算書の19ページです。

個人市民税の増額を1億円という大規模な補正をなされていて、現場の方は大変頑張られたんじゃないかなというふうに思いますけれども、こういうふうに1億円もの増額ができた要因といいますか、その中身をですね、こういうふうではないかと理解しているということを御説明いただけないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

市民税につきましては、皆さん方の申告してもらった所得に対して課税をしていくわけがございますけれども、今回、市民税のほうが大きく伸びておりますけれども、これは確定申告によりまして、皆様方の所得がふえたということで、それに対して課税がなされておりますので、所得がふえたということで考えております。

納税義務者の8割の方が給与所得者でございます。主には、その給与所得者の所得が伸びる関係で、そのことによって市民税がふえてきたということで理解しております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

給与所得がふえたということは、世の中がちょっと豊かになっているのかなと、みんながですね、というふうに理解できると思いますが、いわゆる滞納者の人数が減ったとか、そういった傾向はなかったんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

お答えします。

滞納者につきましては、担税力のある方、能力のある方につきましては滞納整理等をやっ

て税金を納めてもらうということで、滞納整理につきましては、収納率を上げるように取り組んできておりますので、それにつきましては継続的に取り組んできております。今回の補正で上がったというのは、所得がふえたということで理解してもらっていいかと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

鹿島市の方の給与が向上しているということは、非常に素晴らしいことだというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

それでは、もう一点お願いします。

同じく予算書の66ページの環境保全費についてですけれども、この中に、鹿島市の豊かな自然環境を守り育て活用する補助金という減額補正がございますけれども、これは多分、市民団体か何かに応募をして活用しませんかというふうな補助金ではなかったかなというふうに思いますが、実際この補助金について応募がどれくらいあったのかということをお知らせ願えませんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

この鹿島市の豊かな自然環境を守り育て活用する活動団体の支援事業の補助金なんですけれども、目的は、市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、自然環境の保全や活用に関する実践活動、また、啓発活動に取り組む団体に対し、予算の範囲内で当該活動に補助をするということになっておる事業でございます。

事業主体は、今年度は3団体ございます。1つが、佐賀大学のほうが天然記念物のヤマネの生態調査を行われております。2つ目が、北鹿島振興協議会のほうで、年間にわたって新籠海岸の清掃活動を行っていただくというものでございます。あと、エイブルのほうで肥前鹿島干潟の英語版のパンフレットをつくっていただいたという、この3つの活動をしていただきまして、今回、5団体予定しておったものが3団体ということで、減額ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

もともとの予算が幾らで817千円の減額になったのか、よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

当初の予算計上は1団体300千円ということで、5団体を予定しておりました。1,500千円ということで、今回3団体で683千円ですので、残った817千円を減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

この事業は多分、3分の2補助といたしますか、申請をした団体が3分の1か出して、残りを市からの補助をいただいて活動するというのではなかったかなと思いますけど、よくわからないのが、例えば、10分の9の補助金とかいうのもありまして、多分、市民団体とか、3分の1を自分たちで負担をしなければいけないというのは、なかなか厳しいんじゃないかなと思うんですけども、3分の1補助金というのが、こういった補助金の一般的な補助金制度なのか、10分の1といたしますか、10分の9を出してくれるという、そういうシステムではできないのかというあたりをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

補助事業でいろんな活動をしていただく場合、やはり個人の負担金というのはいろんな考え方があると思います。先ほど議員がおっしゃられました10分の1とか3分の1とかありますけれども、幾らかでも負担していただきまして、この活動を続けていっていただいたほうが、ずっと補助があるわけじゃございませんので、そこら辺を考えていただいて、継続的にしていただくものでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

いろんな自主財源といたしますか、そういうことも必要かなと思いますけど、こういう環境団体というのは、やっぱりお金とか財源とかが少ないところが多いかなと思いますので、ぜひ、わずかな自主財源でもできるような補助金を出して、より鹿島市の自然環境を守っていきけるような、そういう仕組みを取り組まれていかれることを希望いたしまして、終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

1点だけ、ちょっと質問いたします。

土木費の道路橋りょう費で辺地道路整備事業、いわゆる市道中川内～広平線について、平成29年度事業費として、95,143千円のうち30,140千円ほど、説明資料からいくと、議案説明資料の34ページのナンバー9のところなんですけど、95,000千円のうちに30,000千円程度、用地交渉において相続手続に必要な書類取得に日数を要したためということで繰り越されておりますけれども、その29年度末時点での、この中川内～広平線の用地買収の全体計画の中での買収実績、どのくらいの進捗状況なのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

辺地道路の市道中川内～広平線の用地買収の進捗状況ということでお答えしたいと思いますけれども、大体対象となる方が二十数名いらっしゃいますが、約半分くらいの用地買収の進捗が29年度末の状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

それでは、お尋ねしますけれども、全体計画の中の約2分の1程度しか買収ができていないということなんですけれども、この全体計画の中で、中川内山下集落から金原集落までの全体延長の中で、入り口の橋梁がやっと29年度完成して、工事が今後一挙に進むだろうと思うんですけれども、全体計画、いわゆる3カ年計画を議会のほうに示した中で、毎年1億円ずつ3カ年の計画で上がっておりますけれども、現時点での全体事業の中での進捗状況、予算全体の中での進捗状況と、今現時点での最終年度をいつ目標にされているのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この中川内の路線ですけれども、これが全体で約4キロちょっとございますけれども、残り1.6キロが今現在進めている状況です。全体の中では、やはり用地買収、これが最優先で

ございますので、その中で、今回繰り越しに至った経緯としては、相手方との交渉によって書類関係が、やっぱりやりとり等が出てきますので、全体の中では大体半分くらいは済んでいる状況です。

あと用地買収で進められない部分については、それに関係ない、ある程度田畑あたりでやりやすいところの工事は、部分的でございますけれども、せんだって視察を監査等でいただいたところでございますけれども、現地を見ていただければ、今回、橋梁、あるいは山手のほうに少し工事をやっておりますが、その現状の、既存の市道のちょっと先、200メートルぐらい先ですけれども、そういうところを部分的に進めておりますので、ここは用地買収、あるいは補償補填等を進めながら、計画的に、最終的に完了に向けて進めていきたいということで、現状、地元のほうとも調整を行っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

せっかく橋ができて、一気に進むのかなと思ったところでしたが、用地買収がなかなか相続手続で暇がかかっていると。一番最初は、いわゆる山林の保安林解除で非常に手続をとって、非常に事務手続がおくれて、今度は用地買収でおくれて、非常に1.6キロの改修区間、せっかく予算を辺地対策事業で組んでいただきながら、ちょっと進んでいないということで、ぜひとも先行取得、あるいは先行的な事務手続を進めて、一年でも早く進めていただくようお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

1点だけ質問をいたします。

議案説明資料の26ページの歳入の部分ですけれども、8番の道路橋りょう費国庫補助金ということで、社会資本整備総合交付金（道路事業）ですけれども、補正前が85,500千円、補正後が53,770千円、補正がマイナスの31,730千円というふうになっておりますけれども、もともと85,500千円入ってくる予定が53,770千円だったということで、実際30,000千円ほど少なくなってきたというふうな見方になるんですけれども、この30,000千円減った理由というのは、どういった原因があるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この社交金、社会資本整備総合交付金の事業の、これは道路事業の関係なんですけれども、結論を申しますと、国の補助金の内示率の減ということで6割弱ぐらいのですね、6割前後ぐらいの今回が内示率ということで、決算の結果が約30,000千円の減額ということで捉えていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ということは、国のほうから内示率の減ということで、理由はなく減ということで来るといって理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

ただいまの御質問で内示率の減ということで鹿島市はこの金額30,000千円となっておりますが、これは全国の配分ということで、同じ率の減額ということで、どのまちでも補正の対応になっていると思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

本市だけじゃないということで、全国的にこういうふうな傾向なのかなというふうなことなんですけれども、次のページの13番の土地建物売払収入というところの不動産の売却の収入増ということで、これは総務のほうでちょっと説明があったかもしれませんが、再度ちょっとお伺いしたいと思いますが、場所はどちらのほうですか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この13番の土地建物売払収入、総務のほうで上がっておりますけれども、この売却については都市建設課のほうの所管しております住宅跡地を売却益ということで、場所的に申しますと、浜の長丁住宅が5筆、5つの区画を整備して、そして売却に出してございましたけれども、その4つの区画が売却をしたということで、この金額の予算の増と、収入の増ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

1点だけ御質問申し上げたいと思います。

今回、ふるさと納税のほうが補正額80,000千円ということで、補正後が250,000千円ということで、大分ふえたなということでありがたいことでございます。

そこで、納塚理事があちらこちらと他の自治体のほうへ行かれて、何かいろいろと調べられたとか、ちょっとお聞きしたんですけれども、そのあたりの話を交えて、ふるさと納税がふえた理由とか、そういったところをお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

ふるさと納税が今回大幅にふえたという御質問でございますけれども、鹿島市においてふるさとチョイスを拡大したということと、あと、商品のバラエティーをそろえてきたということでございます。先般、行橋市に私も出かけていったんですけれども、行橋市のほうにつきましては、全く鹿島市のほうとほぼ一緒のやり方で、昨年まではほとんど多くなかったんですけれども、ことしは大幅にふえているということです。その要因は、行橋市のほうについても、サイトをふやしたとか、あるいはPRを大幅にやったということで、うちのほうもいろんなところでパンフレットを作成するとか、あるいは鹿島のほうでもいろんな観光をやっておりますので、その際にチラシを配るとか、そういったことで今回大幅に伸びていると思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

まだまだ他の市町では桁が1つ違うような納税もあっていらっしゃる場所もありますので、今まで取り組まれたのを踏まえて、また新たに取り組みを考えられていただければと思います。

それで、納税していただいております方々のデータというか、どういった方々が多いのか、どの額が多いのか、そのあたりの資料等をよろしければいただきたいんですけれども、お願いできますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えいたします。

ふるさと納税いただいた方の集計、どちらからいただいているとか、どういった使途とか、そういったものは全て整理をいたしておりますので——資料を提供ということですか。その資料については、こちらのほうで提供をいたします。

ちょっとお待ちください。後で提供するという形でよろしいですね、全て整理はできておりますので、資料を提出するようにいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

先ほどの徳村議員の御質問の土地建物売払収入の普通財産の件でございますが、ちょっと追加をさせていただきたいと思います。

長丁住宅のところの4筆に、全部で合計7筆の対象地域がございます。長丁住宅のところの4筆、それと大谷森林公園のところの雑種地が1筆、そして、大字高津原の里道が2筆ございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをしたいと思いますが、先ほどから議論していましたが、国保の問題に関連しますが、しつこいようですけど、やっぱりどうしても私は納得いかないと思っています。

例えば、ここで基金の繰入金と、それから、29ページでは国民健康保険財政支援対策拠出金ということで、ここ後ろのほうに、結局、今までの赤字を解消するために繰り入れたという形での説明が載っていますよね。これは先ほどからありますように、県のほうに移行することによって赤字を全てさらにしてということになっているからと思いますが、そういうことで私は先ほどの説明では、今年度は30年度ですね、増税しないでそのまま据え置きでやっていくんだという説明がありました。恐らくこれも本来なら、もしかしたら赤字だから上げなくちゃいけない状況やったかもわかりませんが、そこは努力をして、していただいたと評価しますよね。しかし、せっかくするなら、私はこれだけのお金をつぎ込むのなら、約5,000世帯ぐらいですかね、国保は。もしかしたら5,000世帯を切るんですかね。それくらいだと思いますが、例えば、10千円の引き下げをして50,000千円でしょう。そがん金なかばいじゃないですよ。もう本当、今、市民の皆さんの中に行きますと、もう以前からそうですが、税金が払えないという人、払わんといかんとわかっているけど払えないという人、市役所のほうから出てきてくださいと言われても、なかなか敷居が高くて出ていけないんですよ。

出ていけば、それなりの対応をしてもらっております、職員のほうからですね。そういうところはよくわかりますよ。しかし、今のような現状の中ですから、せっかくこういう形で県の意向に沿うためならお金は出てくるわけですから、50,000千円ぐらいのお金をこの1年間だけでもつぎ込んで、そして、皆さんが少しでも安心できるような、そういう体制をとったらどうかねというような考えはなかったのかどうかですね。私は、そうすることによって、今まで払えなかった人の一部でもお金も入るような状況もつくられると思うんですよね。私は、せっかく今こういう対応をしていくわけですから、大きく国保事業が変わろうとしている中ですから、特にそういう中で、行く行くはどうなるかわからないというような事業ですよ。先ほどから何度も申しておりますが、これが据え置きのみで行けるという状況は絶対ないと思います。なら、この1年間だけでも、そういう形で市民の人たちに安心してもらえるような対応をね。

これが例えば、赤字がもっと多かっても、恐らくつぎ込んでゼロにせんとやれなかったと思うんですよ。そういうことを考えますと、せっかくですから、市民の人たちが少しでも安心できるように、ああ、これだけしてもらった、やっぱり入れておかにやいかんやったと言えるような、そういう対応を私は考えていくべきだと思いますが、そういうお考えはなかったのかどうか。もうはなからこれでよかということだったのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

国民健康保険につきましては、これまでも議員御提案がありましたように、繰り入れ等の実施により税の引き下げというようなことをお聞きしておりましたが、そのときにもお答えしておりましたように、特別会計の趣旨から申し上げますと、国民健康保険税と公費で賄うのが大原則というふうに我々は考えております。

今回御提案をしております赤字解消の方法については、議員おっしゃられるように広域化に向けた特別な措置ということをお願いをしているところでございます。県のほうからは、29年度までの赤字がある市町については、各市町で解消するというふうに強く求められておりまして、これに沿って、広域化に向けて鹿島市でも赤字を解消して、広域化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今おっしゃったことはわかります。しかし、そうであっても、行政側の都合があれば、こういうふうにして入れられるわけでしょう、財政の補充ができるわけでしょう。今、市民の人たちの中がどういう状況か、直接意見を聞かれたことがありますか。本当に苦しい思いをしながら、納められないで、それが積み重なっていく。そういう中で、本当に日々御苦労なさっている人がいっぱいいるんですよ。せっかく市役所から出てきてくださいと言われても、そういう状況の中ではなかなか出ていけな、誰かが後押しをしてもらってやっと出ていく、それもなかなか困難だというような状況の人がいっぱいいらっしゃるんですよ。そういう人たちに対して、こういう形での繰り入れができたんですから、私は今回だけでもそういう対応をして、そういう皆さんが少しでも安心できるような、そういうことが考えられないのかなと思いますよ。どうであったって入れているでしょう、一般財源その他から入れているでしょう。以前もそういうことありましたよ。一般会計から入れられないと言いながら、赤字を解消するために入れたことがあったじゃないですか。今回だってそうですよ。ということなら、できないことないですよ。行政側の都合のよいことはどうにもできる。ところが、市民のそういう苦しみ、それに応えることには全く力をかさない、対応しない。こんな冷たいことは許せないですよ。たまたまこういう事態があったから私は言っているんですよ。50億円も100億円もお金じゃないですよ、市長、どう思いますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今回の福祉基金の利用について、前提が少し違うと思うんですよ。本来なら、この資金を使わないで、場合によっては国保税を引き上げるという措置が求められていたわけですよ。だから、120,000千円は国保税を引き上げないといけなかったかもしれない。あるいは、引き上げる余裕がなければ、借金をして、後で延べ払いをするという措置、それが2番目の措置なんですよ。今回は、特別に国保税を引き上げるのもとりたくない、借金をするのも後で負担を先送りするだけだと。それでは急遽、ほかの目的で積んである基金を使おうじゃないか、これは一番、今とり得る措置の中では最も温かい措置なんですよ、実は。その前提が違うと思います。

したがって、このことが国保を今までの赤字をそのまま据え置くんじゃなくて、解消して県に統合するという、最も実は国保税をお支払いになる方、加入しておられる方には温かい措置だと、私はそう思っております。

今後のことと、この措置とを一緒に議論してもらおうと、担当者がせっかくこういう知恵を出して、払おうと、赤字を埋めようと思ったことについて、やや彼らの、何といいますか、エネルギーをそぐということになりますので、そこのところは前提が違うという議論をしていただきたいと思います。

ほかのまちによっては、鹿島のようにきちっと、いわば計算上やってみえたから、今回の、いわば向こうから標準税率として指示されたのがほとんど違っていなかったという結果になったということを見ていただければおわかりになると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

前提が違うとかいう問題じゃないんですよ。これはこれまでもやっぱり問題だったと思うんですよ。これだけのことができるなら、今までも一般財源から入れてでも安くせろということを書いてきましたよ。そういう対応を今までしておいたら、こういう事態にもならなかったと思うんですよ。職員の方が努力されている、当然のことじゃないですか。努力をするのなら市民のために力をもっと尽くしてもらいたいと思うんですよ。私は職員が努力していないなんて言っていませんよ。先ほどからね、本当に頑張っていたいてと言っていますよ、それは大変な中でここまでされたと思いますよ。しかし、本当にそういう気持ちがあるのなら、少しでも市民の立場に立ってくださいよ。どういう形で皆さんがなさっているのか。それを扱っている税務課の職員さんたちがどんな苦しい思いをされているのかですね。そういうことを考えますと、先ほどから言っていますけど、10億円、20億円のお金じゃないでしょう。例えば、10千円にして50,000千円ぐらいでしょう。ほかの、今まで50,000千円なんて無駄なお金を使ってきたのはいっぱいありますよ。そういうのを考えるとき、私は今チャンスだと思うんですよ、この間。そして、これが長くは続かないかもわかりません。しかし、一時でもそういう形になって、払えない人たちがあそこまでしてもらったから少しでも入れられるねと、相談に行こうじゃないかというような対応するのが行政の仕事じゃないですか。そういうのを私は、何の仕事だってそうだと思いますよ。国保税だけじゃないですよ。自分たちのやりやすいような、都合のよいような、どんな努力したって市民が置き去りにされては何にもならないわけなんですよ。

私は本当そのことを言いたいです。もうここでまた答弁もらったって平行線だと思いますが、私は今回の対応は、せつかくこういうことをやったんだから、せめてそこまでやるべきだったということを書いて終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第14号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第14号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

議案書は26ページ、議案説明資料は37ページになります。補正予算書で御説明しますので、お手元に御用意をお願いいたします。

今回の補正の主なものは、事業費の確定見込みによる減額と、国の補正に伴う高津原雨水幹線水路築造工事を計上いたしております。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,752千円を増額し、歳入歳出それぞれ1,211,465千円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

また、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。

地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページをお開きください。

2ページから4ページは歳入歳出予算補正の総括表でございます。

5ページをお開きください。

5ページは先ほど申し上げました第2表 繰越明許費でございます。

議案説明資料最後の37ページで説明いたしますので、ごらんください。

1番目の鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場耐震実施設計業務委託ですが、雨水ポンプ

場における耐震診断の結果、耐震補強が必要となり、その実施設計に期間を要したためでございます。

2番目の井手分・横田汚水準幹線・枝線管渠築造工事でございますが、土地区画の形状変更、宅地分譲ですが、その遅延により着手時期がおくれたためでございます。

3番目の高津原雨水準幹線水路築造工事は、国の第1次補正予算に伴い、3月補正に新規に計上するため、繰り越しとなるものでございます。

補正予算書に戻ります。6ページをごらんください。

第3表 地方債補正でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を掲載しており、限度額を290,800千円に変更するものでございます。

7ページをお開きください。

7ページと8ページは予算の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

9ページをごらんください。歳入でございます。

1款1項1目、下水道費負担金でございます。これは受益面積の確定及び区域外流入の発生に伴い、増額になるものでございます。

10ページをお開きください。

2款1項1目、公共下水道使用料でございますが、3,936千円の減額をいたしております。これは一般家庭の新規接続は想定を上回りましたが、大口事業者である事業所の新規接続が想定を下回ったことや、節水対策等が施されまして、既設接続者の水需要が減ったことによるものと分析をしておるところでございます。

11ページをお開きください。

3款1項1目、公共下水道費国庫補助金でございますが、国の1次補正予算に伴い、高津原雨水準幹線水路築造工事分を増額するものでございます。

12ページをごらんください。

4款1項1目、一般会計繰入金は、後ほど歳出で御説明いたしますが、19,780千円を減額いたすものでございます。詳細につきましても、右の説明のとおりでございます。

13ページをお開きください。

6款2項1目、雑入でございます。これは日本下水道新聞への寄稿による原稿収入でございます。

14ページをお開きください。

7款1項1目、公共下水道事業債でございます。15,200千円の増額をいたしております。これは主に国の補正予算に伴います事業債の増額によるものでございます。

15ページをお開きください。ここからは歳出でございます。

1款1項1目、総務管理費でございます。これは受益者負担金の一括納付報奨金や下水道管理台帳システム保守料ほか2,024千円を減額するものでございます。

同じく2目．維持管理費でございますが、454千円の減額でございます。これは賃金、光熱水費等の確定見込みによるものでございます。

同じく3目．浄化センター費でございますが、1,290千円を減額いたしております。これは主に脱水ケーキの運搬・処分業務委託など、委託料の確定に伴うものでございます。

16ページをお開きください。

1款2項1目の建設事業費でございますが、15,450千円の増額を行うものでございます。主なものは、13節の委託料でございますが、主に委託料の額の確定による減額と、西牟田排水区雨水対策詳細設計業務委託を増額するものでございます。

15節．工事請負費ですが、国の補正に伴い、高津原雨水準幹線水路築造工事を平成30年に予定したものを前倒して実施するものでございます。

17節．公有財産購入費は、高津原雨水準幹線築造工事に伴います用地取得をするものでございます。

17ページをごらんください。

2款1項2目の利子でございますが、利率が確定いたしましたので、減額をいたすものでございます。

18ページにつきましては、起債に関する調書を掲載しております。

以上、平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8．議案第15号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第15号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

議案書は27ページです。お手元に配付の補正予算書により説明いたしますので、御用意よろしくお願いたします。

今回の国民健康保険特別会計における補正の内容は、今年度の最終補正ということで、保険税の見込み、交付金額等の確定や決算見込みに伴うものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ219,727千円を減額し、補正後の予算の総額を4,646,235千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから6ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

7ページをお開きください。

7ページと次の8ページは、今回の補正予算の事項別の明細書です。説明は省略いたします。

9ページをごらんください。ここからは歳入になります。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、国保税の現年課税分の収入見込みにより、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険納付金分、合わせて24,000千円増額し、滞納繰越分は医療給付費分、後期高齢者支援金分を7,700千円減額補正するものです。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税についても、収入見込みにより、1,550千円減額いたしております。

10ページをお開きください。

3款1項1目の療養給付費等負担金は、現年度分を41,109千円減額し、補正後の額を661,583千円といたします。療養給付費等負担金及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分を決算見込みに伴い、減額をいたします。

2目の高額医療費共同事業負担金は、額の確定により、2,471千円減額いたしております。

3目の特定健診等負担金も額の確定により、1,253千円減額いたしております。

11ページをごらんください。

3款2項1目の財政調整交付金は、237,166千円減額し、補正後の額を274,818千円とするものです。内容は、普通調整交付金のうち、療養給付費等交付金、後期高齢者支援金分、介護納付金分を決算見込みにより減額し、財政調整分として128,023千円減額いたしております。

す。

2目のシステム開発費等補助金は、制度関係準備事業費補助金として、323千円増額いたします。

12ページをお開きください。

4款1項1目の療養給付費交付金は、35,645千円減額し、補正後の額を51,235千円といたしております。内容は決算見込みによる減額と、2節. 過年度分の増額となっております。

13ページをごらんください。

5款1項1目の前期高齢者交付金は、1,329千円増額し、補正後の額を996,493千円といたしております。内容は交付額の決定に伴い、医療分を増額し、後期高齢者支援金分を減額するものでございます。

14ページをお開きください。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金は、2,471千円減額し、補正後の額を26,565千円といたします。交付額の決定に伴う減額です。

2目の特定健診等負担金も交付額の決定により、1,486千円減額いたしております。

15ページをごらんください。

6款2項1目の財政調整交付金は、決算見込みにより、第1種を24,426千円増額し、第2種を3,536千円減額いたしております。

16ページをお開きください。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金は、23,829千円を減額し、補正後の額を113,206千円といたします。決算見込みによるものです。

2目の保険財政共同安定化事業交付金も決算見込みにより70,564千円を減額し、補正後の額を949,197千円といたしております。

17ページをごらんください。

9款2項1目の一般会計繰入金は、決算見込み及び平成28年度末決算不足金及び平成29年度収支見込みの補填により、158,975千円を増額いたしております。

18ページをお開きください。ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目の一般管理費は、委託料の決算見込みなどにより、1,189千円減額いたしております。

19ページをごらんください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は130,000千円を、2目の退職被保険者等療養給付費は12,300千円を減額いたします。3目の一般被保険者療養費及び4目の退職被保険者等療養費は財源組み替えをいたしております。全て決算見込みによる補正であります。

20ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者高額療養費及び2目の退職被保険者等高額療養費は財源組み

替えをいたしております。3目の一般被保険者高額介護合算療養費は決算見込みにより、179千円を増額いたしております。

21ページをごらんください。

3款1項1目の後期高齢者支援金は、額の確定により、1,186千円減額いたしております。

22ページをお開きください。

4款1項1目の前期高齢者納付金も額の確定により、15千円増額いたしております。

23ページの6款1項1目の介護納付金も額の確定により、1,614千円減額いたしております。

24ページをお開きください。

7款1項1目の高額医療費拠出金は9,881千円減額いたします。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金は75,930千円減額し、補正後の額を941,455千円といたします。決算見込みによるものです。

25ページをごらんください。

8款1項1目の特定健診等事業費は、特定健診事業及び特定保健指導事業の決算見込みにより、5,673千円を減額いたしております。

26ページをお開きください。

8款2項2目の療養費は、はり、きゅう施術助成の決算見込みにより、296千円減額し、3目の保健推進費は、生活習慣病予防教室委託料などの決算見込みにより、959千円を減額いたします。

27ページをごらんください。

11款1項3目の償還金は、過年度療養給付費負担金等償還金の確定により、49,721千円を増額いたしております。

28ページをお開きください。

12款1項1目の予備費は、今回の補正の財源調整のために30,614千円を減額いたしております。

29ページをごらんください。

13款1項1目の前年度繰上充用金については、財源を組み替えております。

以上、説明しましたとおり、今回は保険税及び交付金や保険給付費等の決算見込みなどによる補正になります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9 議案第16号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第16号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

議案書は28ページです。お手元に配付の補正予算書により説明いたしますので、御用意よろしくお願いいたします。

今回の鹿島市後期高齢者医療特別会計における補正の内容は、保険料や事務費等の決算見込みによるものとなっています。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ10,689千円を増額し、補正後の予算の総額を399,073千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは今回の補正予算書の事項別の明細書です。

6ページをごらんください。歳入から説明いたします。

1款1項1目 特別徴収保険料は8,600千円、2目 普通徴収保険料は4,118千円増額いたしております。いずれも決算見込みによるものです。

7ページをお開きください。

3款1項1目の事務費繰入金は1,782千円を減額いたしております。内容は広域連合共通

経費負担金の決算見込みによるものです。

2目の保険基盤安定繰入金も決算見込みにより、247千円を減額いたしております。

8ページをごらんください。ここからは歳出となります。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金などの決算見込みにより、10,689千円を増額いたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議員提案第1号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10、議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案者代表の説明を求めます。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

議員提案第1号について説明いたします。

鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

それでは、議員提案1ページをごらんください。

提案理由は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うためです。

附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議員提案説明資料の1ページをごらんください。

1ページは参考資料です。改正理由と関係法律の抜粋です。

2 ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正の内容は、個人情報の定義の明確化に伴うものです。

第7条第1項第2号は、旧では「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」としてありますが、それを新では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。）により特定の個人を識別することができるもの」と改正するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

提出者、鹿島市議会議員、杉原元博、同じく片渕清次郎、同じく樋口作二、同じく中村和典、同じく松田義太、同じく中村一堯、同じく稲富雅和、同じく勝屋弘貞、同じく伊東茂、同じく松本末治、同じく光武学、同じく徳村博紀、同じく松尾征子、同じく角田一美、同じく福井正。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

本議員提案は、議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。2時20分から再開します。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第1号～議案第7号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第1号 平成30年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成30年度鹿島市国民健康保

険特別会計予算について、議案第5号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成30年度鹿島市水道事業会計予算について、以上7議案について一括して審議に入ります。

まず、議案第1号について当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、議案第1号 平成30年度鹿島市一般会計予算について御説明申し上げます。

鹿島市予算書と別途配付をいたしております予算参考資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案書は1ページでございます。

我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているとされておりますが、景気の先行きは不透明でございます。一方、地方財政計画におきましては、歳入の大きなウエートを占めます地方税は0.9%伸びるとされておりますものの、歳出におきましては社会保障関係経費が増加するなど、依然として楽観視できない状況が続いております。

このような中、平成30年度予算編成に当たりましては、市長の改選期に当たることから新規の政策を除きました骨格予算といたしておりますが、小学校大規模改造整備や市営住宅建設、道の駅鹿島整備などにつきましては継続事業であることから当初予算に計上をいたしております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,730,000千円といたしております。平成29年度当初予算と比較いたしまして6.6%の増となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額については、3ページから13ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、14ページの第2表 債務負担行為のとおりでございます。

第3条、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、15ページ及び16ページの第3表 地方債のとおりでございます。

第4条、一時借入金の最高額を15億円といたしております。

2ページをお願いします。

第5条、歳出予算の流用は、人件費に係る分の流用範囲を定めております。

3ページから13ページまでの説明は省略をいたします。

14ページをお願いします。

平成30年度に設定をいたします債務負担行為でございます。

桜まつり振興対策に係る委託は平成30年度に契約し、事業が平成31年度にまたがるために設定をいたしております。

各地区公民館指定管理料につきましては平成34年度までの指定期間とすることから、今回設定をいたしております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

地方債につきましては19事業で総額960,200千円を限度として市債を発行することにいたしております。そのうち約39%を占めます370,000千円が、地方交付税で償還費が全額措置されます臨時財政対策債となっております。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

45ページをお願いします。

45ページから48ページにつきましては歳入歳出の事項別明細書でございます。説明は省略をいたします。

49ページから217ページまでは歳入歳出の予算となります。説明は別添の予算参考資料により後ほど御説明申し上げます。

大きく飛びますけれども、218ページをお願いします。

218ページから225ページにつきましては給与費明細書で、人件費の内訳を示しております。

226ページから229ページにつきましては債務負担に関する調書、230ページは地方債に関する調書でございますが、説明は省略をいたします。

それでは、予算の中身について御説明いたします。

別冊の予算参考資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算の概要でございます。これまで説明いたしました部分はなるべく重複を避けて、ポイントを絞って御説明申し上げます。

平成30年度予算は、総額13,730,000千円で編成し、前年度当初と比較して6.6%（851,000千円）の増となっております。

歳入予算につきましては、市税が、個人市民税、固定資産税（償却資産分）の増などによりまして104,136千円（3.5%）の増となる見込みでございます。

地方交付税は、全国枠では2.0%の減とされておりますが、鹿島市への影響については不透明な部分もございまして、前年度比50,000千円（1.4%）減で計上いたしております。また、臨時財政対策債は、前年度比10,000千円減で計上いたしており、実質的な地方交付税は1.5%（60,000千円）の減を見込んでいるところでございます。

なお、財源調整といたしまして、財政調整基金から250,000千円、公共施設建設基金から154,000千円を繰り入れております。

歳入に占める市債（借入金）の依存度は7.0%で、前年度比較でほぼ横ばいとなっております。

歳出予算では、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費は3.2%（193,142千円）の

増となっております。

また、人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等のいわゆる消費的経費は、一部事務組合負担金やふるさと納税の寄附者への返礼品、扶助費の増などもございまして、3.1%（259,610千円）の増となっております。

2ページをお願いします。

次に、公債費、市債残高について申し上げます。

公債費は796,473千円で、前年度から20,244千円（2.6%）の増となっております。今後、実質公債費比率等の財政指標につきましては、適正な範囲ではございますが上昇傾向で推移をしていくと見込んでおります。

市債残高につきましては約111億円となる見込みでございますが、このうち地方交付税で償還経費の全額が措置をされます臨時財政対策債を差し引きました実質的な市債残高は、約63億円となる見込みでございます。

なお、臨時財政対策債を除いたいわゆる建設地方債残高のピークは平成12年度の138億円となっております。

平成30年度の主要事業は、後ほど御説明をいたします。

3ページをお願いします。

国の予算編成の指針でございます地方財政計画と本市の一般会計の概要を比較しました資料でございます。

2項目めの地方税でございますが、国の指針におきましては全国見込み0.9%増の見込みに対しまして、本市では3.5%増で見込んでおります。

3項目めの地方交付税は、国の見込み2.0%の減に対し、本市では1.6%の減で見込んでおります。

4ページ、5ページの説明は省略いたします。

6ページをお願いします。

歳入の前年度当初との比較でございます。黒丸は主要一般財源で、市税や地方交付税のように使途が特定されないものでございまして、総額7,728,069千円、歳入総額の56.3%を示しております。白丸が市が独自に調達できる自主財源で、総額4,615,630千円、33.6%を示しております。

17行目、繰入金は、基金から456,231千円を繰り入れることといたしております。その中で一時的な収入不足を補填するために財政調整基金から250,000千円の取り崩しを予定しております。また、小・中学校の改築や辺地道路整備事業などに充てるため公共施設建設基金から154,000千円取り崩すことといたしております。

20行目の市債につきましては、総額960,200千円のうち、臨時財政対策債を370,000千円計上いたすものでございます。

7ページをお願いします。

歳出性質別の前年度当初との比較でございます。黒丸は人件費、扶助費、公債費で、いわゆる義務的経費でございます。総額約6,182,743千円で、3.2%の増となっております。白丸が消費的経費と言われるものでございまして、総額8,537,798千円で、3.1%の増となっております。

13行目の投資的経費は、総額2,099,039千円で、606,498千円（40.6%）の増となっております。このうち国庫財源を伴う補助事業が、強い農業づくり交付金事業、市営住宅建設事業、道の駅鹿島整備事業などによりまして734,997千円（86.2%）の増となっております。

8ページと9ページにつきましては、歳入予算の前年度比較表となっております。

8ページにつきましては前年度当初との比較、9ページにつきましては12月補正後との比較となっております。

同じように、10ページ、11ページが歳出の目的別の比較、12ページ、13ページは歳出の性質別の比較、14ページ、15ページにつきましては歳出の節・細節ごとの比較表となっております。説明は省略いたします。

16ページをお願いいたします。

ここから予算の具体的な中身でございます。御説明を申し上げます。

市税につきましては、総額3,072,069千円で、前年度比較104,136千円（3.5%）の増となっております。

ナンバー1の市民税、特にナンバー2の個人市民税の増が、主な要因となっております。95,000千円（9.5%）の増を見込んでおりまして、給与所得及び納税義務者数の増などによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

主要一般財源のうち、地方譲与税、各種交付金の明細となっております。

18ページをお願いします。

主要一般財源、総額7,728,069千円の内訳でございます。

先ほど御説明いたしました市税、譲与税、交付金に、地方交付税及び臨時財政対策債を加えたものでございまして、前年度比73,136千円（1.0%）の増で見込んでおります。

19ページをお願いします。

分担金及び負担金でございます。総額277,935千円で、前年度比34,271千円（14.1%）の増で見込んでおります。

ナンバー4及び5の基盤整備促進事業分担金の増などによるものでございます。

20ページをお願いします。

使用料及び手数料でございます。総額195,373千円で、対前年度比23,611千円（10.8%）の減で見込んでおります。

21ページをお願いします。

国庫支出金でございます。総額2,204,412千円で、前年度比416,458千円（23.3%）の増で見込んでおります。

ナンバー11、保育所等整備交付金で63,650千円、ナンバー18、社会資本整備総合交付金（住宅事業）で319,592千円の増などによるものでございます。

22ページをお願いします。

県支出金でございます。総額1,663,758千円で、387,877千円（30.4%）の増で見込んでおります。

ナンバー17、強い農業づくり交付金事業補助金（さが園芸農業者育成）で206,570千円、ナンバー18、トレーニングファーム整備推進事業費補助金で122,182千円の増などによるものでございます。

23ページをお願いします。

財産収入でございます。総額8,551千円で、2,406千円（22.0%）の減で見込んでおります。

ナンバー19、20の地域福祉基金（利子）基金残高の見込みによる減などによるものでございます。

24ページをお願いします。

繰入金でございます。基金または他会計から繰り入れるもので、総額456,231千円、対前年度比179,741千円（28.3%）の減で見込んでおります。

予算編成におきまして、適宜、繰り入れておりますナンバー2、財政調整基金で134,000千円、ナンバー6、公共施設建設基金で54,000千円の減などによるものでございます。

25ページをお願いします。

積立基金の状況でございます。平成30年度末の見込みでは、総額2,342,868千円で、29年度決算見込みからいたしますと334,152千円の減で見込んでおります。これは、先ほども申し上げました繰り入れによります財源調整といたしまして、財政調整基金及び公共施設建設基金を取り崩したことなどによるものでございます。

26ページをお願いします。

市債（借入金）の内訳を示しております。総額960,200千円を予定いたしております。対前年度比77,500千円（8.8%）の増で見込んでおります。

ナンバー2、認定子ども園整備事業で47,400千円の増、ナンバー14、農山漁村振興交付金事業債（道の駅鹿島）整備分で75,900千円の増、ナンバー16、辺地道路整備事業債で60,900千円の増などによるものでございます。

28ページをお願いします。

平成30年度発行市債の交付税財源措置額等を一覧表にしたものでございます。

29ページの表の下をごらんください。①から⑱までの建設事業債分の借り入れ見込み額で、

590,200千円のうち、139,480千円が地方交付税により財源措置をされる額でございます。交付税措置率は23.6%となっております。

⑨の臨時財政対策債を含めると、市債の借り入れ見込み額960,200千円のうち、交付税措置額は509,480千円、交付税措置率は53.1%でございます。

30ページをお願いいたします。

市債（借入金）残高の見込み額でございます。

平成30年度末の一般会計の市債残高見込み額は、右から3列目の11,157,595千円でございます。このうち、⑥の後年度地方交付税で100%措置をされます臨時財政対策債を除きました、いわゆる建設地方債の残高見込み額が、その1行上の6,310,896千円でございます。この中には交付税で措置をされます部分がございますので、市債残高の実質負担見込み額は3,319,531千円となります。

31ページをお願いします。

その他の歳入でございます。寄附金や諸収入の主なものを掲載いたしております。

32ページから43ページにつきましては、歳出の性質別の比較表でございますが、説明は省略をいたします。

44ページをお願いします。

平成30年度の建設事業を除きます重点施策及び特徴的な事業を掲げております。後日、予算審査特別委員会の席で事業内容等の説明が詳しくあると思っておりますので、概要を申し上げます。

ナンバー1、ふるさと納税推進事業は、寄附金のPR、積み立て及び返礼品等に係る経費として170,000千円を計上いたしております。

ナンバー4、放課後児童健全育成事業は、新クラブ開設など、放課後児童クラブの運営に要する経費65,365千円を計上いたしております。

ナンバー6、スマート農業推進事業は、圃場管理支援委託経費として、ハウス内に設置されたセンサーによる解析とクローラーにより撮影した画像データをAI、人工知能を用いて分析し、野菜の収量予測を行うもので、500千円を計上いたしております。

45ページをお願いいたします。

ナンバー9、トレーニングファーム整備推進事業は、トマトのトレーニングファームを設置し、新規就農者を確保、育成することを目的とした事業で、122,183千円を計上いたしております。

ナンバー14、鹿島市耐震化促進事業は、民間建築物の耐震化の促進、診断費用の軽減を図るため、補助制度を創設するもので、2,890千円を計上いたしております。

46ページをお願いします。

ナンバー16、肥前浜宿移住体験施設整備事業は、地方創生拠点整備交付金事業を活用して

整備をいたしました旧筒井家を移住体験施設として運用するもので、1,220千円を計上いたしております。

ナンバー17、エコツーリズム啓発事業は、自然環境保全の推進や観光素材をエコツーリズムに生かすための勉強会などに要する経費として810千円を計上いたしております。

ナンバー20、スクールカウンセラー事業は、児童の臨床心理に関しまして高度に専門的な知識、経験を有する専門のカウンセラーを小学校に配置し、カウンセリング機能の充実を図るものでございまして、1,979千円を計上いたしております。

47ページをお願いいたします。

ナンバー23、芸術文化振興事業は、明治維新150年記念事業委託経費及び「囲碁サミット2018 in 鹿島」開催事業交付金として8,368千円を計上いたしております。

48ページをお願いいたします。

投資的事業の内訳でございます。国庫財源を伴います補助事業費について御説明をいたします。

ナンバー2、保育所整備事業は、認定こども園でございます明朗幼稚園の建設補助として177,974千円を計上いたしております。

ナンバー3、強い農業づくり交付金事業（さが園芸農業者育成）は、環境制御型耐候性ハウス建設補助として214,070千円を計上いたしております。

ナンバー11、祐徳門前町街づくり事業は、祐徳門前地区街なみ環境整備事業家屋修景補助として18,000千円を計上いたしております。

ナンバー12、道の駅鹿島整備事業は、干潟交流館建設工事として84,826千円を計上いたしております。

ナンバー14、肥前浜宿街なみ環境整備事業は、庄金小公園整備及び肥前浜駅前広場整備設計業務費として29,000千円を計上いたしております。

ナンバー16、市営住宅建設事業は、中村住宅施設整備費として320,000千円を計上いたしております。

49ページをお願いいたします。

ナンバー18、肥前浜宿空き町家入居促進事業（地方創生）は、空き町家改装補助金として2,000千円を計上いたしております。

ナンバー20、小学校大規模改造整備事業は、古枝小学校大規模改造（2期）工事に143,550千円を計上いたしております。

ナンバー22、厨房施設整備事業は、給食センター食物アレルギー対策室増築工事に11,500千円を計上いたしております。

50ページをお願いいたします。

国庫財源を伴わない地方単独事業の一覧でございます。

ナンバー5、災害対策一般経費は、Jアラート新型受信機設置工事で4,245千円を計上いたしております。

ナンバー7、さが園芸農業者育成対策事業は、園芸施設長寿命化及び省エネ型園芸施設整備等の補助で16,976千円を計上いたしております。

ナンバー14、県単林道事業は、林道中木庭線改良工事で14,100千円を計上いたしております。

51ページをお願いいたします。

ナンバー17、佐賀県漁港小規模事業（飯田漁港箱崎地区）は、物揚場拡幅工事費として10,000千円を計上いたしております。

ナンバー20、道の駅鹿島整備事業は、単独事業分として干潟交流館建設工事及び備品購入など139,000千円を計上いたしております。

ナンバー25、辺地道路整備事業は、中川内～広平線及び橋りょう改修工事で154,817千円を計上いたしております。

52ページをお願いします。

ナンバー44、体育館及び広場管理事業は、市民体育館照明改修及び事務所空調設置工事で14,000千円を計上いたしております。

53ページ、県営事業負担金は、骨格予算としては計上いたしておりません。

54ページ、災害復旧事業費は、当初予算におきましては科目存置といたしております。

55ページは、地方消費税引き上げ分の社会保障費への財源充当を示したものでございます。

56ページ以降につきましては、参考資料として掲載をいたしております。

56ページは、一般会計のほか、特別会計、水道事業会計の平成30年度予算の状況を示したものでございます。

57ページ、58ページにつきましては、平成15年度以降の財政状況の推移でございます。

59ページにつきましては、税収と地方交付税の推移を示しております。

60ページをお願いいたします。市債及び基金残高の推移表でございます。

市債残高は平成30年度末で約111億円を見込んでおりますが、後年度100%交付税で措置をされます臨時財政対策債を除きましたいわゆる建設地方債は、約63億円を見込んでおります。

積立基金につきましては、約23億円を見込んでいただいております。

61ページから85ページにつきましては、各所管課ごとの事業について掲載をいたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で平成30年度当初予算の概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第2号について当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第2号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書は2ページです。

それでは、予算書で御説明いたしますので、お手元に御準備のほどよろしく申し上げます。予算書17ページをお開きください。

平成30年度の鹿島市公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で、歳入歳出それぞれ1,711,654千円といたすものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、19ページから21ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、22ページにございます第2表 債務負担行為のとおりでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、23ページの第3表 地方債によるもので、限度額を536,600千円といたすものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、最高額を6億円と定めるものでございます。

18ページをお開きください。

第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に不足を生じた場合、同一款で各項の間で流用と定めるものでございます。

それでは、詳細につきまして、予算書の233ページから御説明申し上げます。

歳入でございますけれども、1款1項1目、下水道費負担金は33,235千円を見込んでおります。前年度と比較しますと、受益者負担金の賦課面積の減少に伴い、減額となっております。

234ページをお開きください。

2款1項1目の公共下水道使用料は141,780千円を計上いたしております。これは、接続者数の増加による増額を見込んでおります。

2目、土木使用料は、浄化センター内の九州電力及びN T Tの電柱等の使用料でございます。

235ページをごらんください。

2款2項1目、公共下水道手数料は、公共下水道指定工事店登録手数料や下水道使用料及び受益者負担金の督促手数料等を計上しております。

236ページをお開きください。

3款1項1目、公共下水道費国庫補助金につきましては421,650千円を計上いたしている

ところがございます。西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料などで増額になっております。

237ページをお開きください。

4款1項1目．一般会計繰入金は578,223千円を見込んでおります。充当先は説明欄のとおりでございます。

238ページをお開きください。

5款1項1目．繰越金、239ページの6款1項1目の延滞金及び2目の過料、次のページの6款2項1目の雑入につきましては、費目存置でございます。

241ページをごらんください。

7款1項1目．公共下水道事業債は536,600千円を予定いたしております。こちらも、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料などで増額になっております。

次に、242ページをお開きください。

これからは歳出でございます。

1款1項1目の総務管理費は51,769千円を見込んでおります。主なものとしましては、人件費、受益者負担金一括納付報奨金、地方公営企業法適用移行支援業務委託、下水道管路台帳システムリース料、水道課への徴収委託、下水道台帳のシステム保守委託料などがございます。また、243ページに続きますが、各種負担金、消費税及び地方消費税を計上いたしております。

1款1項2目．維持管理費は17,070千円でございます。主なものは、7節のポンプ場の運転賃金、11節の需用費、これは雨水ポンプ場等の光熱水費や修繕料でございます。

244ページの13節の委託料は、ポンプ場の管理業務や沈砂池のしゅんせつ業務などがございます。

15節．工事請負費では管渠の補修工事を、16節．原材料費も管渠等の補修用合材を計上いたしております。

次に、1款1項3目の浄化センター費でございますけれども、144,353千円を計上しております。内訳で主なものにつきましては、11節の需用費、これは浄化センターや中継ポンプ場の光熱水費や修繕料などがございます。

245ページをお開きください。

13節．委託料は、浄化センターの管理業務や浄化センターの周辺海域の水質調査等を計上いたしております。

備品購入費につきましては、浄化センターの空調設備などの更新費用を計上いたしております。

1款2項1目．建設事業費は979,595千円を計上いたしております。主なものでは、13節．委託料で、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料などで616,000千円を計上しております。

247ページをごらんください。

15節の工事請負費につきましては、汚水幹線管渠築造工事ほかで302,200千円を計上いたしております。

22節. 補償補填及び賠償金につきましては、水道管等の移設補償を計上いたしております。248ページをごらんください。

2款1項1目の元金は408,105千円、2目. 利子は109,762千円を計上いたしております。これにつきましては、長期債借り入れ分の元金、利子の償還用でございます。

249ページをお開きください。

3款1項1目. 予備費につきましては1,000千円の計上でございます。

250ページから255ページにつきましては職員の給与関係、256ページは債務負担行為の調書、257ページにつきましては起債に関する調書を掲載いたしております。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第3号について当局の説明を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、議案第3号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書は3ページになります。

予算書で御説明しますので、御準備よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の24ページをお開きください。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,144千円といったものでございます。

第2条は、一時借入金の範囲を10,000千円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用の範囲を示すものでございます。

それでは、詳細について御説明いたします。

予算書の260ページをお開きください。

まず、歳入の1款1項1目. 工場団地使用料でございますが、これは、旭九州株式会社の工場用地の使用料606千円と、ことしの6月からの創業を予定されている川島金属株式会社の工場用地の使用料338千円の合計となります944千円を計上しております。

次に、263ページをお開きください。

4款1項1目. 繰越金でございますが、前年度決算繰越金197千円を計上しております。

次に、歳出でございますが、265ページをお開きください。

歳出の1款1項1目. 工業用地取得造成分譲費でございますが、これは、のり面の支障木伐採業務委託料など944千円を計上しております。

次に、266ページをお開きください。

2款1項1目、予備費でございますが、200千円を計上しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第4号及び議案第5号について当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第4号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書は4ページです。

予算書にて説明をいたしますので、御準備方お願いいたします。

それでは、予算書の27ページをお開きください。

第1条第1項で、平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ3,976,136千円といたしております。前年度と比較をいたしまして771,013千円の減でございます。

また、第2項の款項の区分ごとの金額は、次の28ページから32ページの第1表 歳入歳出予算に記載をいたしておりますとおりでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を4億円と定めております。

第3条では、歳出予算の流用の範囲を定めております。

それでは、説明書の267ページをお開きください。

267ページから270ページまでは事項別の明細書でございます。

国民健康保険の広域化に伴い、予算の編成が平成29年度までと変更になり、267ページ、歳入においては国庫支出金から共同事業交付金までが廃款となり、また、歳出においては、3款、国民健康保険事業費納付金及び5款、財政安定化基金拠出金を新設し、270ページ、後期高齢者支援金等から介護納付金までを廃款といたしております。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

271ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

1款1項1目は一般被保険者国民健康保険税、次の272ページ、2目は退職被保険者等国民健康保険税で、医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を計上いたしております。

なお、国民健康保険の世帯数は、一般と退職を合わせまして4,469世帯、被保険者数7,735人、介護保険関係では世帯数が2,147世帯、被保険者数が2,634人で計上いたしております。

なお、後期高齢者支援金分の賦課対象者は、医療給付費分の賦課対象者と同じでございます。

国民健康保険税の総額は、274ページ下段にありますように、741,600千円を計上いたして

おります。前年度と比較をいたしますと68,500千円の減を見込んでおります。

275ページをごらんください。

2款1項1目の督促手数料は600千円を計上いたしております。

276ページをお開きください。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、広域化に伴い、新規計上をいたしております。保険給付に要する費用等が県から交付されるもので、普通交付金、特別交付金を合わせて2,886,204千円を計上いたしております。

以下、2目は廃目といたしております。

277ページの県補助金は、廃項といたしております。

278ページをお開きください。

4款1項1目の利子及び配当金及び次の279ページの5款1項1目の基金繰入金につきましては、科目存置で、それぞれ1千円を計上いたしております。

280ページをお開きください。

5款2項1目の一般会計繰入金には、保険基盤安定繰入金や出産育児一時金、子どもの医療費助成等に関する繰入金など342,344千円を計上いたしております。

281ページをごらんください。

次の6款1項は、1目．繰越金として1千円を計上いたしております。

282ページをお開きください。

7款1項の延滞金・加算金及び過料は153千円を計上いたしております。

283ページをごらんください。

次の2項．預金利子は、科目存置でございます。

284ページをお開きください。

7款3項1目．特定健診等受託料は、後期高齢者医療被保険者の健康診査に係る受託料1,050千円を計上いたしております。

285ページをごらんください。

7款4項．雑入には、第三者納付金等4,181千円を計上いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。

287ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費には、職員の人件費や電算処理等に要する経費として107,599千円を計上いたしております。

2目の連合会負担金には1,954千円を計上いたしております。

288ページをお開きください。

次の1款2項1目の運営協議会費364千円は、国保運営協議会開催に伴う委員報酬などでございます。

289ページをごらんください。

1 款 3 項 1 目の賦課徴収費には、収納嘱託員報酬、事務経費等7,912千円を計上いたしております。

291ページをお開きください。

次の 2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費は、前年比32,729千円減の2,353,658千円を計上いたしております。

2 目の退職被保険者等療養給付費には37,933千円を計上いたしております。

3 目の一般被保険者療養費には27,434千円、4 目の退職被保険者等療養費には736千円を、どちらも補装具や柔道整復費等の計上をいたしております。

5 目の審査支払手数料は8,673千円を見込んでおります。

292ページをお開きください。

2 款 2 項の高額療養費には、一般・退職被保険者等の高額療養費と高額介護合算療養費を合わせまして371,124千円を計上いたしております。

293ページをごらんください。

次の 2 款 3 項の移送費は、一般、退職、それぞれ10千円を計上いたしております。

294ページをお開きください。

2 款 4 項の出産育児一時金は14,700千円、35名の出生者数を見込んでおります。

295ページをごらんください。

次の 2 款 5 項の葬祭費は1,800千円、60件分を計上いたしております。

296ページをお開きください。

3 款. 国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い、新たに計上いたすもので、保険給付費等に充てるため各市町が県に納付することとなっております。

1 項の医療給付費分は、一般、退職、合わせて702,552千円を計上いたしております。

297ページ、2 項. 後期高齢者支援金等分は、後期高齢者支援金の納付に充てるための費用として186,870千円を計上いたしております。

298ページをお開きください。

同じく、3 項. 介護納付金分は、介護納付金に充てるための費用として69,256千円を計上いたしております。

299ページをごらんください。

4 款 1 項 1 目の共同事業拠出金は、年金受給権者リスト作成費を計上いたしております。

保険財政共同安定化事業拠出金等は、広域化により廃目といたしております。

300ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目. 財政安定化基金拠出金は、佐賀県に設置される財政安定化基金への拠出金でございますが、科目存置であります。

301ページをごらんください。

次の6款1項の特定健診等事業費には、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧症を早期発見し、予防するための特定健診や特定保健指導等に係る費用27,274千円を計上いたしております。

302ページをお開きください。

6款2項の保健事業費には、医療費通知の共同電算処理委託料や、はり、きゅう助成、生活習慣病予防教室、人間ドック等に対する助成費など、合わせまして10,388千円を計上いたしております。

303ページをごらんください。

次の7款1項、基金積立金は、科目存置でございます。

304ページをお開きください。

8款、公債費には、一時借入金利子として31千円を計上いたしております。

305ページをごらんください。

9款、諸支出金には、保険税の過年度還付金など合わせて4,502千円を計上いたしております。

306ページをお開きください。

10款、予備費として41,352千円を計上いたしております。

307ページには廃款の科目を記載しておりますが、事業費納付金等により計上いたすことになったため、廃款するものでございます。

308ページから314ページまでは給与費の明細書です。説明は省略いたします。

以上で平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案書は5ページです。

予算書で説明いたします。

それでは、予算書の33ページをお開きください。

平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412,876千円といたしております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の34ページから36ページにあります第1表 歳入歳出予算に記載をしておいております。

次に、315ページをお開きください。

315ページと次の316ページは歳入歳出予算の事項別の明細書になります。

それでは、予算の内容につきまして御説明をいたします。

317ページをお開きください。

歳入になります。

1 款 1 項. 後期高齢者医療保険料のうち、1 目の特別徴収保険料は181,900千円を計上いたしてしております。

また、2 目の普通徴収保険料は、現年度分、滞納繰越分、合わせて77,800千円を計上いたしてしております。

なお、被保険者数は、特別徴収、普通徴収、合わせまして4,963人と見込んでおります。
318ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目の督促手数料には50千円を計上いたしてしております。

319ページをごらんください。

3 款 1 項 1 目の事務費繰入金につきましては32,216千円を、2 目の保険基盤安定繰入金には119,899千円を計上いたしてしております。

320ページをお開きください。

3 款 2 項の他会計繰入金及び次の321ページの4 款 1 項の繰越金は、それぞれ科目存置の1千円を計上いたしてしております。

322ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目の延滞金、2 目. 過料につきましても、科目存置といたしてしております。

323ページをごらんください。

5 款 2 項 1 目の保険料還付金には1,000千円を、2 目の還付加算金には5千円を計上いたしてしております。

324ページをお開きください。

5 款 3 項の預金利子と次の325ページの5 款 4 項 1 目. 滞納処分費は、科目存置として1千円を計上いたしてしております。

326ページをお開きください。

ここからは、歳出となります。

1 款 1 項 1 目の一般管理費には、職員の人件費等7,564千円を計上いたしてしております。

327ページをお開きください。

1 款 2 項 1 目の徴収費には1,162千円を計上いたしてしております。

2 目. 滞納処分費には5千円を計上いたしてしております。

328ページをごらんください。

2 款 1 項 1 目. 後期高齢者医療広域連合納付金には、事務費と保険料等の納付金402,939千円、対前年比25,346千円の増額で計上いたしてしております。

329ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目. 保険料還付金及び2 目. 還付加算金には、合わせまして1,005千円を計上いたしてしております。

330ページをごらんください。

3款2項1目、他会計繰出金には、科目存置として1千円を計上いたしております。

331ページをお開きください。

4款1項、予備費には200千円を計上いたしております。

332ページから334ページまでは給与費の明細書となっております。

以上で平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第6号について当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

続きまして、議案第6号「平成30年度鹿島市給与管理特別会計予算について御説明いたします。

議案書は6ページでございます。

予算書のほうで御説明いたしますので、予算書の37ページをお開きください。

予算の総額は1,943,118千円でございます。給与管理特別会計は、御承知のように水道事業会計を除く一般会計と特別会計の人件費を一括して管理する特別会計で、毎月の人件費の支払いを一括して管理を行っております。

それでは、明細を御説明いたしますので、335ページをお開きください。

335ページ、336ページは事項別明細でございます。

337ページをごらんください。

会計別の内訳でございますが、一般会計1,784,266千円、公共下水道特別会計61,353千円、国民健康保険特別会計8,994千円、後期高齢者医療特別会計7,505千円となっております。

338ページをごらんください。

これは歳出の内訳でございます。報酬、一般会計、国民健康保険特別会計、合わせて55人分、126,126千円、給料が4会計合わせて252人分、956,432千円、職員手当等510,008千円、共済費350,552千円となっております。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第7号について当局の説明を求めます。広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第7号「平成30年度鹿島市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は7ページでございますが、別冊の鹿島市水道事業会計予算書にて御説明をいたしますので、御用意をお願いいたします。

それでは、1ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業会計予算書でございます。

第2条、業務の予定量でございます。給水戸数は9,540戸、年間配水量は289万立方メートル、1日平均配水量は7,917立方メートルを予定しております。

次に、第3条でございますが、第3条、収益的収入及び支出及び2ページの第4条、資本的収入及び支出の予定額の内容につきましては、33ページ以降の平成30年度鹿島市水道事業会計予算明細書の中で御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第3条、収益的収入及び支出でございますが、予定額は税込み額でございます。収入でございます。

第1款、事業収益は585,137千円の予算計上でございます。内訳でございますが、1款1項、営業収益は527,063千円、1款2項、営業外収益は58,072千円、1款3項、特別利益は2千円の計上でございます。

続きまして、支出でございます。第1款、事業費は499,355千円の予算計上でございます。内訳でございますが、1款1項、営業費用は427,438千円、1款2項、営業外費用は56,402千円、1款3項、特別損失は14,515千円、1款4項、予備費は1,000千円の計上でございます。

2ページをごらんください。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、予算額は税込み額でございます。収入でございます。

第1款、資本的収入は362,341千円の予算計上でございます。内訳でございますが、1款1項、他会計出資金は5,190千円、1款2項、他会計負担金は2,057千円、1款3項、工事負担金、1款5項、固定資産売却収入は、費目存置でございます。1款4項、工事補償金1,000千円、1款6項、企業債354,092千円の計上でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款、資本的支出は701,246千円の予算計上でございます。内訳でございますが、1款1項、建設改良費は449,895千円、1款2項、企業債償還金は246,351千円、1款3項、予備費は5,000千円の計上でございます。

申しわけございませんが、再度1ページをごらんください。

第4条、資本的収支不足額の補填でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額338,905千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,641千円、当年度分損益勘定留保資金184,641千円、減債積立金46,462千円及び建設改良積立金75,161千円で補填する予定でございます。

2ページに戻っていただきます。

第5条、企業債でございますが、企業債の借入限度額を354,092千円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金でございますが、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

3ページをごらんください。

第7条でございます。予定支出の各項の経費の流用を定めておるものでございます。

第8条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。職員給与費は79,709千円、交際費は費目存置としております。

第9条、他会計からの補助金は、鮎越地区給水事業に伴う企業債元利補助、中木庭ダム管理費用補助など7,648千円の計上でございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を6,200千円と定めるものでございます。

4ページ以降は附属書類となります。

4ページから15ページは鹿島市水道事業会計予算実施計画、平成30年度鹿島市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書及び給与明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

16ページ、17ページは平成30年度鹿島市水道事業会計予算損益計算書でございます。税抜き処理でございますが、1営業期間中の経営成績をあらわすものでございます。

17ページの下ほどでございますが、平成30年度の当年度純利益を53,203千円と予定しております。

18ページから21ページは平成30年度鹿島市水道事業会計予定貸借対照表でございます。

22ページから24ページは新年度予算調整に当たっての注記でございます。

25ページから30ページは平成29年度鹿島市水道事業会計予定損益計算書、平成29年度鹿島市水道事業会計予定貸借対照表、平成29年度鹿島市水道会計予定キャッシュフロー計算書でございますが、説明は省略いたします。

33ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業会計予算明細書について御説明いたします。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、ともに税込みの予算額でございます。

まず、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入でございます。

1款1項、営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益でございますが、527,063千円を計上しております。

1目、給水収益は508,183千円、平成28年度実績及び平成29年度実績をもとに算出しております。

2目、受託工事収益は500千円。他事業で誤って破損した配水管修繕等の工事受託に伴う収益でございます。

3目、新設負担金は5,436千円。給水装置工事申請の際、浄水器を新設する場合にいただく負担金でございます。

4目. その他の営業収益12,944千円は、水道の開栓や竣工検査に伴う手数料、配水管破損事故対応に伴う職員労務費、下水道使用料徴収事務に対する負担金などでございます。

1款2項. 営業外収益は、金融及び販売活動に伴うその他主たる営業活動以外からの収益でございます。58,072千円を計上いたしております。

1目. 受取利息及び配当金は、費目存置でございます。

34ページをごらんください。

2目. 他会計補助金2,458千円は、県に支出する中木庭ダム管理費に対する一般会計補助金、簡易水道事業債償還利子の一般会計補助金でございます。

3目. 雑収益1,076千円は、旧水道庁舎の一般会計の貸し付け、水道用地の貸し付け等による収入でございます。

4目. 長期前受金戻入51,000千円は、新会計制度によるみなし償却制度廃止に伴い、補助金等により取得した資産の年度内に発生する減価償却見合い額を、長期前受金から収益したものでございます。

5目. 消費税還付金3,537千円は、消費税確定に伴う還付金でございます。平成30年度は消費税の還付を予定いたしております。

1款3項. 特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき収益でございますが、費目存置としております。

以上、事業収益は585,137千円の予算計上でございます。

35ページをごらんください。

支出でございます。

1款1項. 営業費用は、主たる営業活動から生ずる費用でございます。427,438千円を計上いたしております。

1目. 原水及び浄水費69,659千円は、原水の取り入れ、原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用でございます。主な費用は、水質検査などの委託料、施設の修繕費、動力費、人件費などでございます。

36ページをごらんください。

2目. 配水及び給水費40,968千円は、配水池や配水及び給水設備の維持及び作業に要する費用でございます。主な費用は、漏水調査や検満メーター取りかえなどの委託料、施設の修繕、人件費などでございます。

38ページをごらんください。

3目. 受託工事費500千円は、他事業で誤って破損した配水管修繕等の工事受託に伴う費用でございます。

4目. 総係費80,669千円は、水道経営全般の事務料でございます。主な費用といたしましては、検針業務、水道施設台帳作成業務委託などの委託料、水道会計システム負担金や新

世紀センター管理費などの事務管理負担金、人件費などでございます。

40ページをごらんください。

5目．減価償却費225,541千円は、年度内に発生する減価償却費の計上でございます。

6目．資産減耗費10,100千円は、有形固定資産除却に伴う除却損の計上でございます。

この資産減耗費、減価償却費は、当年度分損益勘定留保資金として資本的収支不足額の補填財源となるものでございます。

7目．その他営業費用は、費目存置でございます。

1款2項．営業外費用は、金融及び財務に伴う費用その他主たる営業活動に係る営業以外の費用でございまして、56,402千円を計上しております。

1目．支払利息及び企業債取扱諸費55,500千円は、企業債に対する利息及び一時借入金利息でございます。

2目．雑支出901千円は、過年度の水道料金還付等の費用でございます。

3目．消費税は、費目存置でございます。

41ページをごらんください。

1款3項．特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でございまして、14,515千円を計上いたしております。

1目．引当金14,514千円は、退職給与引当金でございます。平成25年度末現在で過去に水道課に所属した職員に必要な退職金の引き当てでございます。新会計基準の特例措置を適用し、平成26年度から平成30年度まで引き当てを行っております。また、平成26年度以降の発生分につきましては、毎年度退職給付費により引き当てを行っております。

2目．その他特別損失は、費目存置でございます。

1款4項．予備費は、前年と同様1,000千円の計上でございます。

以上、事業費は499,355千円の予算計上でございます。

42ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入でございます。

資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入でございます。

1款1項．他会計出資金5,190千円は、一般会計からの簡易水道事業債償還元金補助などの計上でございます。

1款2項．他会計負担金2,057千円は、一般会計からの消火栓設置負担金の計上でございます。

1款3項．工事負担金、1款5項．固定資産売却収入は、費目存置でございます。

1款4項．工事補償金1,000千円は、他会計事業関連に伴う配水管等の移設補償費の計上でございます。

43ページをごらんください。

1 款 6 項. 企業債354,092千円は、機械及び装置、配水設備の新設、更新及び久保山配水池改修事業に伴う企業債の借入額の計上でございます。

以上、資本的収入は362,341千円の予算計上でございます。

44ページをごらんください。

支出でございます。

資本的支出は、資産の取得に伴い生ずる支出でございます。

1 款 1 項. 建設改良費は449,895千円の計上でございます。

1 目. 事務費9,159千円は、人件費などの事務的経費でございます。

45ページをごらんください。

2 目. 施設費10,418千円は、老朽化に伴う七浦水源地送水流量計の取りかえ工事、七浦水源地及び七浦配水池の配電盤取りかえ工事、災害用備品の購入、モノクロ複合機の購入などでございます。

3 目. 改良費42,058千円は、消火栓設置、配水管の新設、配水管の更新などの工事費用でございます。

46ページをごらんください。

4 目. 第6次拡張事業費は、費目存置でございます。

5 目. 久保山配水池改修事業費388,255千円は、新久保山配水池の造成、築造、送水管新設の工事費用でございます。

1 款 2 項. 企業債償還金246,351千円は、平成30年度の企業債元金の償還額を計上いたしております。

1 款 3 項. 予備費は、前年度と同額の5,000千円を計上いたしております。

以上、資本的支出は701,246千円の予算計上でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩をします。3時55分から再開します。

午後 3 時44分 休憩

午後 3 時54分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

それでは、議案第1号から議案第7号までの7議案を一括して質疑に入りますが、本7議案は新年度予算審査特別委員会へ付託を予定しておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は、議案番号と会計名を言ってから質疑に入ってください。

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

数点質問をいたします。

本日の議案第1号 平成30年度鹿島市一般会計予算ということで、いただいております当初予算の参考資料の1ページです。

平成30年度の鹿島市の当初予算について概要説明がありますけれども、最初の段落ですが、平成30年度の鹿島市の一般会計当初予算は、4月に市長選挙が実施されるため、政策的な新規施策事業を除いた予算を編成しているということでもあります。その後に第六次総合計画で掲げた重要施策含め、総額が13,730,000千円ということで計上されていると思いますが、逆に、政策的な新規施策事業を除いた予算ということになりますが、もし新たな市長が誕生した場合に、政策的な新規施策の事業にどのくらいの予算の幅を持たれているのか、まず質問をいたします。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、4月に市長選挙が実施をされますので、今回、政策的な新規は除いた予算編成としてございます。改選後の6月補正におきましては、いわゆる肉づけの予算として補正を上程させていただきたいというふうに考えております。御質問でございますけれども、幾らぐらいの額をというふうなところでございますが、はっきりした額というのはですね、幾らぐらいというふうにはなかなか新市長の政策等もございまして、おおむね約150,000千円から2億円ぐらいというふうに現時点で考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

150,000千円から2億円ぐらいという答弁ですかね、よろしいですかね。

本日いただいた資料の56ページなんですけれども、会計別の予算規模の状況ということで、こちらのほうも普通会計の予算額13,730,000千円で、この中で行政運営の基本的経費という形でなっています。今回の総額の予算が対前年比で言えば、やはり6.6%増の850,000千円ぐらい組み立てられておまして、総額が137億円ということで非常に大きな予算規模になっているというふうに思います。きょうの平成29年度の一般会計の補正を見ましても総額で約140億円ぐらいの予算規模になっておりましたので、大体そのくらいなのかなとは思っておりましたが、実際、新たな新規の施策をするにして、その150,000千円から2億円でどのくらいの

政策ができるのか、その辺は大体担当課としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

先ほど申しあげました額につきましては、あくまでも一般財源ベースでというふうなことになります。あと政策的なところについて必要に応じ交付金であったりとか、基金であったりとか、そこら辺も調整をしながらということになるかと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

そうであれば、新たに鹿島市として新たな政策を取り組む予算規模というのはもう限られていると。ある意味、厳しい状況というのはあるのではないかなと思うんですけども、その辺を財政課としてはどのように考えておられますか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

市民サービスの維持、向上のためにいろんな施策等が必要になってこようかと思いますが、そのあたりはちょっと先ほど申しあげましたような施策または社会経済情勢の変化等もございしますので、そこら辺は十分そういった変化を見ながらかつ市債なりその基金のバランスをとりながらですね、あと中長期的な後年度負担も考えたところで財政運営に当たっていくことが必要であろうと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

2点ほど質問をしたいと思います。

まず、全体的には先ほどあったように、13,730,000千円の骨格予算ということでなっております。この中の歳入の部分です。その中で自主財源である市税であったり、固定資産税、そういうものがあります。そして交付税、そのほかに寄附金、そして雑入等が計上をされています。よく市民の方から聞かれるのが、ふるさと納税について。ふるさと納税、先ほど補

正予算でこの金額が、ふるさと納税をしていただく方がふえたということで250,000千円、30年度のふるさと納税、予算としては歳入が170,000千円。そしてもう一つ、ボートレースのチケットショップ鹿島、これが協力金という形で、これも先ほどの補正で19,000千円、30年度の当初予算は15,000千円。よく市民の方から聞かれるのが、こういうふうなふるさと納税であったり、ボートレースのチケットショップのこういうふうな協力金、何に使っているんだという質問が非常に多いです。ふるさと納税については支出のほうを見ますと、170,000千円に対して寄附金のPRであったり積立金、それから返礼品等に使うというふうに書いてありますが、それでは、その割合はどのくらいになっているのか。市民の方も興味があるかなと思いますので、それをまず教えていただけるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、29年の4月に総務省のほうから行き過ぎた返礼品競争というのに対して通知があっておりまして、返礼の割合は3割以下にするよという通知があっております。今年度になってからも新たにまた通知が来まして、これについては変わっていないと、途中、大臣がいろんな発言をされておりますけれども、基本的にはその通知を変えていることではないということで3割以下にすることは、改めて通知はそのまま遵守してもらうよというところで市町に対しては指導があっているところでございます。

そういったことも含めまして、鹿島市は一貫して返礼品の割合は3割、それから御寄附をいただいた経費については返礼品を含めまして約半分ですね、半分の額を経費として使わせていただくということにしております。その残り、5割については、ふるさと納税をいただくときに使用目的といいますか、何に使うということで項目を設けてですね、産業に関することとか、福祉・医療、それから都市基盤、自然環境の保全とか、安全・安心のまちづくりに関する事業、それから教育・文化の向上に関する事業ということで用途をこちらから指定しておりまして、それに基づいて御寄附をいただいております。もう一つが市長にお任せというのも用途として設定をしているわけです。したがって、寄附いただいた用途に応じて事業に充当をするということで考えております。

30年度は、これまでいただいたのが各年度の翌々年に実施計画の中で検討させていただいて使うということにしておりまして、30年度は53,000千円を事業に充当するというようにしております。それは御寄附いただいた内容に基づいて、その割合で残った寄附金をそれぞれの事業に充当をしているような状況でございます。ちなみに、産業の振興に関する事業については4,500千円、福祉・医療・保健には8,500千円、都市基盤に500千円、自然環境、これが多くて8,000千円、それから安全・安心には2,000千円、教育・文化の向上に8,500千円、

協働のまちづくりに400千円、それから市長にお任せということで、これはふるさと納税基金に積み立てさせていただきまして後年度の財政出動に備えるということで20,000千円、合計の53,000千円をそれぞれの事業に充当させるということにいたしている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

ボートレースチケットショップにつきましては、売上金の1%を環境整備協力交付金として受けているところでございます。その使途でございますが、基本的に人材育成、ふるさと創生、財政調整に積み立てて、人材育成やふるさと創生、地域振興等に活用いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ボートレースのチケットショップ鹿島の協力金については今の御答弁でわかったわけですが、どうもやっぱりふるさと納税についてはですよ、わかりづらい、どういうふうに使っているのか。ここに参考資料の説明資料がありますが、ここの25ページ、今度はふるさと納税基金というのが14番にあります。ここ平成29年度3月補正後未残高187,741千円。そして、今度は平成30年度に新規として70,000千円の積み立てを予定している。そして、今度はこの30年度に取り崩しで24,500千円取り崩すと。ここのあたりがよくわからないところですが、この取り崩した金額が先ほどの事業費のある程度の部分にこれを使っているのか。この取り崩しの24,500千円というのはどこに使われていくのか、それを次に御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

今資料の25ページのところでおっしゃいましたので、その30年度の24,500千円を取り崩しですね、右側、その欄外あります⑭取り崩し、ここに先ほど申し上げました産業の振興に関することとかで4,500千円とか、福祉で8,500千円使いますということで申し上げたこの金額になります。これについては、実施計画、来年度の事業計画を立てるときに、その際にこの金額を決めて、その後は予算編成を行いますので、その予算のときにそれに充当する予算、ふさわしい事業などを財政当局等のほうで差配をしてもらうということになります。例えば、産業の振興に関することの4,500千円であれば、意欲ある新規就業者等の支援事業でありま

すとか、農業経営相談支援事業、それからイベント連絡調整協議会の負担金、それから酒蔵ツーリズム、こういったものに4,500千円をそれぞれ必要な額をですね、その事業を実施するための一部の額として充当するというようなことにしている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ふるさと納税については、ことし多分予算で歳入のほうに入っているのが170,000千円で、もしかしたら、先ほどの29年度の補正で出てきたのは250,000千円ですから、それよりもどこまでいくのか、これはそのときの景気によっても違うでしょうからわからないんですけど、ただ、やはりふるさと納税の使い道としてある程度、これが10億円ぐらいになればね、何かしらに2億円使いますとか、子育て支援であったりとか、そういうのができると思うんですけど、目標額は考えているんですか。先ほどからあったように、ふるさとチョイスでそういうふうな品目を多くした、サイトを増設した、じゃ、この目標額はどこに置いているのか、ほかの佐賀県内でも多いところでは二十数億円とかいろいろありますが、どこに目標を置いていますか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

そもそもふるさと納税というのが、その趣旨が出身地であるとか、こういったまちを応援したいというようなことで、その気持ちで御寄附をいただくものだと思っておりますので、それについて目標額、金額を幾らに設定するということはこちらでは考えておりません。ただ、今ふるさと納税、各市町、一生懸命取り組んでおられるのは、そのまちづくりを実現するための財政の財源としたいということと、もう一つは、その返礼品などを使うことによって市内の産業を活性化するというような目的もございますので、その上、各市町の競争といえますか、鹿島市から出ていくふるさと納税というのも当然ございますので、そういったことを考えますと、やはりこの競争といえますか、ふるさと納税で寄附をいただくということについては最大限の努力を図る必要があると思っております。特に地方の田舎ですね、東京一極集中で、それを地元のほうを向いてもらうための手段としてこのふるさと納税というのがありますので、そういったことを考えますと、今、佐賀県内で鹿島市はポジション、獲得額としては、県内20市町のうちで15番目という状況にありますので、それをさらに引き上げたいということで最大限の努力を図りたいというふうに思っております。目標額を設定しているわけではございません。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

目標額は設定はしないが努力はすると。ただ、これは地方の知恵の出し合いだと思うんですよ。県内で15番目ですよ。口には出せないかもわからないけど、ある程度目標額は設定して、それに向けてさまざまな返礼品の用意をしていくとか、それは必要じゃないかなと思います。詳細にわたっては新年度予算の特別委員会のほうでまた質問していきます。

それと、次にです。

もう一つが教育委員会、この組織について。鹿島市の教育委員会は、教育長をトップで、そして教育次長がいらっしゃいます。そして、その各係とといいますか、この中に管理係があって、学校教育係、施設整備係があります。しかし、いろいろ調べてみました。県内のほとんどのところが学校教育課を設置しています。私は、今さまざまな問題になっている部活動における先生方の負担の軽減、そういうふうなのも考えると、やはり教育長、頑張っているとは思いますが、ほかのところは学校教育課に現職の校長を置いて、そして直接学校に指導を行っていく。学力向上についてもそうです。教育長の考えとして今の組織体制で十分という考えなんでしょうか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

現在、鹿島市の教育委員会には議員おっしゃるように、学校教育課という課は存在はしておりません。また、校長格であります課長もいない状況でございます。そういった状況を私もこの教育長という立場で入ったときに、これは何とかできないかなということは考えました。それで、ちょっと相談したことはあるんですけども、やはり市の組織全体の中でのいわゆる管理職の数あたりについても配慮しなければいけないというようなこともございました。それと、あと指導主事が2人いるわけなんですけれども、この2人体制というのも、もうかなり前からやっていただいております。ただ、私も最近思いますには、いろんなエリアで仕事量がふえているというような状況は感じております。ただ、それをふえたから人員をふやせばいいかということもあるかわかりませんが、ほかの職員でカバーできるところはカバーをしていこうということで、今現在ここ数年検討を重ねながら仕事を分担し合っている状況でございます。もし、ふやす必要性があるときには、また財政のほうにもお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

じゃ、今の教育長の答弁を聞いている限り、教育長はそういう考えを持っているというこ

とですね。財政的にこれが可能であれば、学校教育課というものを新設したいという考えで間違いないですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

学校教育課をつくるということではなくて、今の中での陣容を少しでもふやすことができればという気持ちでおります。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

先ほどから私がお話をしているように、子供の数は減ってきましたけど、さまざまな子供の教育にかかわる事故等もふえてきて、非常に大変な今仕事の量じゃないかなと思っています。そういうふうなところで、やはりもう一つ教育長の相談相手となられるような方もいらっしゃっていいんじゃないかなと。そういう中で、小学校、中学校、学校の細部に当たるところはそちらのほうにお任せができるんじゃないかなと。教育長は全体的なやはり教育に関して考えを述べていただければなという気がしておりました。この話をしていくと長くなりますので、また次の機会を持ち越していきますけど、今後、多分先ほどもお話をした部活動のことについては相当な議論が今からなっていくでしょう。もしかしてクラブチームみたいなところにほとんど移さなければならなかったりとか、本当に学校でやっている今の部活動が継続をしていくのか、ここのあたりも考えていかないといけないと思っていますので、またそのときに答弁をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は、予算、決算のときいつも公正な行財政運営ということで同和問題を取り上げますが、今回もちょっとそのことで資料、それから予算書を見ておりましたら、ちょっと予算説明書の書き方が変わっていますね。これまでは同和団体補助というのは福祉の関係のところが上がっていました。そして、教育委員会のところに同和関係が出てきていたと思います。そういうことで私ずっと見ておりましたら、予算書の中には確かに民生費の中で24,570千円の予算が上げてありますし、その中の同和団体補助金というのは、今まで分けて上げてあったんじゃないかと思いますが、4,074千円という形で出ています。説明書のほうを見ますと、こんな書き方は今まであったかなと、私がちょっと古いのを見たらよかったです、説明書の77ページの中に、一番最後に同和対策一般経費ということで上がっていますね。これが総

務部人権・同和対策課ということで所管課と書いてありますし、費目が同和対策費ほかということになっています。そして、事業費の総額が24,570千円、課全体ということになっていますね。そして、説明を見ますと、この中で、結局いろんな関連事業、その中で同和団体補助金もここに含まれているのかなと思うような説明になっておりますが、これは今までと変わっていると思いますが、どういうことなんですかね。初め表になかったので、同和事業はだんだんしぼめて行き出したかなと思っておりましたが、そうじゃなさそうですが、その辺はどういう意図なんですか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えいたします。

この予算参考資料は企画財政課所管で作成をいたしておりますが、この77ページの同和対策一般経費ですね、ここはたしか昨年度も同じようなところに、こちらのほうに記載をしていたと思っておりますけれども。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

済みません、私の勘違いだったら済みませんがね、ただ、ここの中に同和団体補助金も含まれているということなら、前のは同和団体補助は福祉のほうで上がっていたと思いますよね、別に。だから、これをもう一緒にしてこういう形で上がっているのかどうかね、その辺はどうなんですかね。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

予算につきましては、民生費ということで民生費のほうに記載をしてございます。所管が人権・同和対策課ということで、こちらのほうに同和対策一般経費ということで所管課、人権・同和対策課ということで記載をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それじゃ、教育費のほうに同和関係の予算ありますけどね、その分は説明書の中には今回

上がっていないということですよ、説明書の中にはないというわけですね。——うなずいていらっしゃると思いますが、今上がっていないということです、今回説明書を見ましたら、全てを見て今までよりちょっと簡単だなと思って見ています。もっと詳しく全体的な事業の説明とかも書いてありましたけど、非常に今回は骨格予算だからそういうことじゃないと思いますがね、金額的には十分な予算が組まれておりますが、その辺については、それは答えは要りませんがね——何かありますか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

予算参考資料の76ページをごらんいただきたいというふう思います。

こちらのほうに事業名が社会教育、生涯学習の推進ということで、こちらの表の5番目に社会人権・同和教育事業ということで事業費及び内容を記載しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私が見違えたりした分もあると思いますが、ちょっと今までと変わっている分もあるなと思いましたので、意見を申し上げました。

それで、これが今までのようだったらもう言わんでいっちょこうかと思いましたが言いましたので、同和問題では今までお願いしておりますように、特に団体補助金についての詳しい明細を委員会までに出していただきたいと思います。

もう一点だけです。これは社会教育、生涯学習で、76ページのところで、説明のところに幼児云々からと書いてありまして、市民の利便性とサービスの向上を目指して、さまざまな講座の開催や、囲碁サミットなどの文化事業を展開するということで説明載っています。以前の議会で囲碁サミットの話も出してありますが、具体的にその方向性が出ているのかどうかね。特別な事業だと思いましたので、ここに改めて出ているんじゃないかなという気がしましたが、こういう説明だけに終わっていますが、その辺について具体的にどういう取り組みがなされているのかですね、細かいことは委員会のときでもいいですが、具体的に出発されているのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

囲碁サミットの件ということでお答えをいたします。

今、平成30年に鹿島市で全国の囲碁サミット開催ということで、当番ということで来ておりますので、そこは囲碁団体のほうと協議をしながら、具体的にプレスリリースという形で発表をしたんですが、11月22日、それから23日にかけてそういったイベントを行っていくということで日程を決定しております。内容につきましては、そういった団体のほうと実行委員会の組織を立ち上げながら進めていくということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますがね、囲碁サミットについてはこの前も申し上げましたが、サミットをするだけやなくて、これを機会に市民に囲碁、特に鹿島市の場合は囲碁の発祥地ということもありますので、囲碁文化の理解を皆さんしていただけるような取り組みを含めて出発をしてもらいたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

質疑はこの程度にとどめ、お諮りをいたします。ただいま審議中の議案第1号から議案第7号までの新年度予算7議案につきましては、委員会条例第6条の規定により、14名の委員をもって構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により一括して付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、議案第1号から議案第7号までの7議案については、14名の委員をもって構成する新年度予算審査特別委員会に一括して付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置をされました新年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、松田義太議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、松本末治議員、光武学議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上14名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をしました14名を新年度予算審査特別委

員会の委員に選任することに決しました。

ここで新年度予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。議員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。

午後 4 時35分 休憩

午後 4 時44分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました新年度予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に 8 番勝屋弘貞議員、副委員長に 7 番稲富雅和議員、以上のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

明28日から明後日 3 月 1 日までの 2 日間は休会とし、3 月 2 日午前10時から文教厚生産業常任委員会、同日午前11時から総務建設環境常任委員会を開催します。新年度予算審査特別委員会については、3 月 5 日午後 1 時から開会及び現地視察、3 月 6 日、8 日、9 日、12 日、13 日に予算審査を行います。

次の会議は 3 月15日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後 4 時46分 散会